

平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成25年 2月27日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 番 久保田恒憲 2 番 呼子 好
日程第 2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	施政方針	市長 説明
日程第 5	議案第 3 号 壱岐市地域防災計画 (原子力災害対策編) の作成について	総務部長 説明
日程第 6	議案第 4 号 壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	総務部長 説明
日程第 7	議案第 5 号 壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第 8	議案第 6 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第 9	議案第 7 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第 8 号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第11	議案第 9 号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第12	議案第10号 壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第13	議案第11号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第14	議案第12号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第15	議案第13号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第16	議案第14号 壱岐市都市公園条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第17	議案第15号 壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	建設部長 説明
日程第18	議案第16号 壱岐市公共下水道条例の一部改正について	建設部長 説明

日程第19	議案第17号	吉崎市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	建設部長	説明
日程第20	議案第18号	吉崎市道路標識の寸法を定める条例の制定について	建設部長	説明
日程第21	議案第19号	吉崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	建設部長	説明
日程第22	議案第20号	吉崎市河川管理施設等構造条例の制定について	建設部長	説明
日程第23	議案第21号	吉崎市営住宅条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第24	議案第22号	吉崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第25	議案第23号	吉崎市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第26	議案第24号	吉崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	病院部長	説明
日程第27	議案第25号	吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	病院部長	説明
日程第28	議案第26号	吉崎市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	病院部長	説明
日程第29	議案第27号	吉崎市消防関係手数料条例の一部改正について	消防長	説明
日程第30	議案第28号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	教育次長	説明
日程第31	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市郷ノ浦町デイサービスセンター）	市民部長	説明
日程第32	議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市勝本町ふれあいセンターかざはや）	市民部長	説明
日程第33	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	市民部長	説明
日程第34	議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市石田町総合福祉センター）	市民部長	説明
日程第35	議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	農林水産部長	説明
日程第36	議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	建設部長	説明
日程第37	議案第35号	市道路線の認定について	建設部長	説明
日程第38	議案第36号	市道路線の廃止について	建設部長	説明
日程第39	議案第37号	平成24年度吉崎市一般会計補正予算（第8号）	財政課長	説明

日程第40	議案第38号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長	説明
日程第41	議案第39号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長	説明
日程第42	議案第40号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	建設部長	説明
日程第43	議案第41号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長	説明
日程第44	議案第42号	平成25年度壱岐市一般会計予算	財政課長	説明
日程第45	議案第43号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第46	議案第44号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第47	議案第45号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第48	議案第46号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第49	議案第47号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第50	議案第48号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民部長	説明
日程第51	議案第49号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長	説明
日程第52	議案第50号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長	説明
日程第53	議案第51号	平成25年度壱岐市病院事業会計予算	病院部長	説明
日程第54	議案第52号	平成25年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長	説明
日程第55	発議第1号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 委員会付託省略	説明 質疑なし 本会議・可決
日程第56	請願第1号	旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願	紹介議員	説明 質疑なし
日程第57	陳情第1号	年金2.5%の削減中止を求める陳情		
日程第58	要望第1号	地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望		

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員（19名）

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君
11番	豊坂 敏文君	13番	鶴瀬 和博君
14番	榊原 伸君	15番	久間 進君
16番	大久保洪昭君	17番	瀬戸口和幸君
18番	牧永 護君	19番	中田 恭一君
20番	市山 繁君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告をいたします。長

崎新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成25年壱岐市議会定例会2月会議を開きます。

これから議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

ここで謹んで御報告を申し上げます。中村出征雄議員が、去る1月28日に御逝去されました。

同議員は、平成15年4月、石田町議会議員に当選され、平成16年3月からは壱岐市議会議員として、9年8カ月の間、町政並びに市政発展に御尽力されました。中村議員は、音声の不調にもかかわらず、市民の代弁者として責任感を持って12月会議の一般質問に登壇され、これが最後の議会活動となりました。ここに同議員の御逝去に対し、謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

ただいまより、同議員の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげることにいたしたいと思っております。全員の御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

議長（市山 繁君） 黙祷を終わります。ありがとうございました。御着席をお願いします。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、久保田恒憲議員、2番、呼子好議員を指名いたします。

日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

2月会議の審議期間につきましては、去る2月20日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成25年壱岐市議会定例会2月会議の議事運営について協議のため、去る2月20日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から3月19日までの21日間と申し合わせをいたしました。

本定例会2月会議に提案されます案件は、条例の制定9件、条例の全部改正1件、条例の一部

改正14件、平成24年度補正予算5件、平成25年度予算11件、その他10件の合計50件となっております。また、請願等3件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。また、発議第1号吉岐市議会委員会条例の一部改正については、本日委員会付託を省略し、全員審査をお願いし、採決まで行うようにいたしております。

2月28日から3月4日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、3月1日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月5日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成24年度一般会計補正予算(第8号)及び平成25年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく申し上げます。また、2月会議より、予算について質疑をされる場合においても特別委員会委員長宛てに質疑の通告書を提出されるようあわせてお願いをいたします。

3月6日と7日、8日の3日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明解に記載されるよう、あえてお願いします。

なお、質問者の数により日程を変更することがありますので、申し添えておきます。

3月11日、12日は各常任委員会を、13日、14日を予算特別委員会開催日としております。

3月15日及び18日は、中学校、小学校の卒業式のため休会といたします。

3月19日は、幼稚園の卒園式のため、午後1時30分から本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に条例改正1件、人事案件6件が追加議案として提出される予定ですが、条例改正案件については所管の委員会に審査付託を行い、人事案件については委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、吉岐市議会定例会2月会議審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長(鵜瀬 和博君) 降壇〕

議長(市山 繁君) お諮りいたします。2月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの21日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、2月会議の審議期間は本日から3月19日までの21日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

私から諸般の報告を申し上げます。

平成25年吉岐市議会定例会2月会議に提出され、受理した議案は50件と請願等3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。去る2月7日、東京都において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に出席をいたしました。会議では、会務報告に続き、平成25年度の事業計画案及び歳入歳出予算案の審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

翌2月8日、「全国離島振興市町村議会議長会総会」が開催され、平成24年8月30日付で石川県輪島市が「全国離島振興市町村議会議長会」に加入したことに伴い、離島関係市町村議会議長の所属する都道府県の代表に石川県を加える規約の一部を改正する規約と平成25年度事業計画及び収支予算書について原案のとおり決定したところであります。

その後、国土交通省国土政策局離島振興課の大野淳課長による「離島振興基本方針案について」と題した研修会があり、昨年6月に成立した改正離島振興法の基本方針と現行基本方針から充実させた内容等の説明がありました。

次に、2月19日、長崎市において開催された長崎県市議会・町村議会議長会合同協議会が開催され、「長崎県議会における議会改革について」と題して、渡辺長崎県議会議長と中山県議会副議長及び立石議会事務局長の講師による講演と意見交換会がありました。長崎県議会も平成24年5月より通年議会を導入し、議会改革に取り組んでいるが、反面、委員会の審議日数の増等により経費が増えたため、1年が経過した時点で内容を検証し、より良い議会改革、議会運営を今後も進めていきたいので、各市町議会の理解をお願いしたいとの御報告がございました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、今定例会2月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第４．施政方針

議長（市山 繁君） 次に、日程第４、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成２５年吉岐市議会定例会２月会議の開催にあたり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成２５年度当初予算案及び前会議以降今日までの市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

説明に入ります前に、去る１月２８日、市議会議員中村出征雄様がお亡くなりになりました。昨年の市議会定例会１２月会議において一般質問をなされ、これから障がい者皆様の代表として議員活動を行うとの力強い決意と市政に対する熱い思いをお聞かせいただいた矢先の訃報に、まことに痛恨の極みであります。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族皆様に心から哀悼の意を表するものであります。

さて、国においては、景気対策を柱とした「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が決定され、事業費規模で２０兆円を上回る補正予算が昨日成立いたしました。本補正予算は、平成２５年度予算と一体的なものとして編成され、切れ目のない経済対策により景気浮揚を図ることとなっております。吉岐市といたしましては、こうした状況を踏まえ、本市経済の活性化を図るべく、本２月会議に、関連補正予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。今後も、こうした国、県の動向を注視しながら、最大限活用し、吉岐市活性化に資する各種施策を展開してまいります。

さて、本年、吉岐市は、合併から１０年目を迎えることとなります。この１０年間、議員各位、市民皆様の多大な御理解、御協力により、市政は着実に進展しているところであります。

一支国博物館の開館、中学校４校体制の開始、防災告知放送・吉岐市ケーブルテレビの開局を初めとした光ケーブル網の整備、学校給食施設の整備、三島診療所開設、そして一般廃棄物処理施設の整備など、吉岐市における社会資本整備は一定の充実を見たものと思っております。また、第１次産業・観光の振興、教育、福祉、そして市民皆様との協働のまちづくりなど、多くの各種振興施策に取り組み、成果を上げてまいりました。

しかし、これからますます厳しさを増す財政状況を見据え、さらなる行財政改革を進めながら、吉岐市の振興・発展を市民皆様とともに進めなければなりません。そのような意味からも、合併１０年を迎える平成２５年度を節目の年とし、新たな決意とさらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

壱岐市合併10周年を迎えるにあたり、壱岐市のさらなる発展の契機とするため、平成26年3月1日に、壱岐文化ホールにおいて、壱岐市合併10周年記念式典を開催することとしております。

壱岐市10年の歩みを振り返るとともに、各種表彰、アトラクション、記念講演などを予定しております。あわせて合併10周年記念誌を作成することとしており、今回、所要の予算を計上しております。

また、合併10周年記念事業の一環として、NHK全国放送公開番組「NHKのど自慢」の壱岐市での開催が、来年3月16日に決定いたしました。前回、平成18年3月以来、8年ぶりの開催となります。この「NHKのど自慢」は、市民皆様が一体感を共有でき、また壱岐市を全国的にPRできる絶好の機会として、まさに合併10周年記念にふさわしい番組であり、御決定いただきましたNHK様に心から感謝申し上げる次第であります。

このほかにも、合併10周年を記念したさまざまなイベント等を実施し、島内外へのPRと交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、離島振興について申し上げます。

本年4月1日、改正離島振興法が施行されます。平成25年度は、この新しい離島振興の初年度、また、離島振興60年の節目の年として、改正離島振興法に盛り込まれた離島振興政策実現のために、関係公共事業、離島活性化交付金を初めとするソフト事業等の必要予算額を確保し、地域の実情に応じた各種事業の実施により、離島振興を着実に、かつ強力に推進することといたしております。

特に、離島航路運賃のJR並み運賃の実現、離島航路運賃の低廉化は、全国離島地域の共通の課題として、また、このことの実現が離島振興の根幹として大きく寄与するものであることから、全国離島振興協議会としても強力に推進することとしております。

この実現には、全国の離島地域住民皆様の御理解、御協力、そして機運の盛り上がりが非常に重要になってまいります。壱岐島からも大いに発信してまいりますので、議員各位、市民皆様にも、このことをぜひとも御理解いただき、御協力賜りますようお願いいたします。

こうした中、平成25年度全国離島振興協議会総会を、5月29日、30日の両日、壱岐市で開催することに決定いたしました。全国の離島市町村長を初め国会議員、関係省庁及び各関係自治体職員など、約100名の御来島を予定いたしております。離島振興の節目の年に、本総会を壱岐市で開催できますことは、まことに意義深く、離島航路運賃のJR並み運賃の実現、離島航路運賃の低廉化を初め大いに議論を深め、壱岐市から、離島振興を全国に発信してまいります。

さらに、離島甲子園と称される国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会が、本年8月

19日から22日にかけて、吉崎市で開催することに決定いたしました。全国から20チーム約400人の参加を予定しており、本大会の開催によりまして、全国離島の子供たちの交流が深まるとともに、吉崎市のPRまた交流人口の拡大につながることを期待いたしております。

次に、効率的な行財政運営についてでございますが、行財政改革につきましては、これまで、事務事業の見直し、総人件費の圧縮、組織機構の見直し、各施設の統廃合と指定管理者制度の推進、地方債の繰り上げ償還など、市職員一丸となって取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

今後地方交付税の合併算定がえの段階的縮減が、平成26年度から始まり、平成31年度には、現在の試算で、約20億円を超える地方交付税が減額されることとなります。

今後こうした状況を見据え、行財政改革を進めていかなければなりません。これまで実施してまいりました経常経費の削減、特に給与制度の見直しとして、全職員を対象に、級別標準職務表の見直しを行い、さらなる人件費の適正化に努めてまいります。

また、各種団体への補助金についても、平成25年度において、吉崎市補助金検討委員会を立ち上げ、内容を精査し、補助金の適正化に努めてまいります。

また、庁舎につきましては、現在、旧4庁舎を活用した本庁分散方式を採用しておりますが、市民サービスの向上、事務の効率化、庁舎維持管理経費の削減、施設の老朽化等を考慮し、さらに合併特例債の対象期間が5年間延長されたことなどを踏まえ、新庁舎建設について、検討する時期が来ていると考え、吉崎市庁舎建設検討委員会を立ち上げ、議論、協議を進めることといたします。

次に、産業振興で活力あふれるまちづくりについて。

まず、交流人口・定住人口の拡大でございますが、一支国博物館につきましては、これまでに約34万人の方に御来館いただき大変好評を得ております。しかし一方で、開館時から比べ入館者数が減少しており、閑散期の対応が改めて問われる状況になっております。これについては、指定管理者とも十分協議を行い、企画展を初めさまざまなイベントを開催するなど、市民皆様により楽しめる内容を心がけ、平成25年度も年間入館者数の目標の10万人を必ず達成するよう努めてまいります。

また、平成25年度は指定管理期間の最終年度に当たることから、公募による次期指定管理者の選定を進めてまいります。

次に、観光振興につきましては、平成24年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は、71万2,492人で対前年比1.2%増とこれまでの減少傾向から転じ、わずかではありますが増加となっております。

長引く景気の低迷に加え、団体旅行から個人型・着地型旅行への転換、観光旅行の多様化など、

全国の離島地域における観光は大変厳しい状況にある中、本市において、増加に転じたのは、昨年4月から実施されたフェリー、ジェットフォイルの基本運賃2割引き下げなどの効果が大きかったものと考えております。

今後も、原の辻遺跡、一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史遺産に、壱岐の美しい自然景観や新鮮で豊かな食材を生かした魅力的なイベント体験プログラムを、さまざまな業種間で十分連携を図り、総力でオンリーワンの観光地づくりに取り組んでまいります。

特に、本年4月から、長崎県離島市町共通のプレミアムつき共通商品券「しまとく通貨」を発行いたします。これは、関係4市2町において、年間通貨発行額36億円、そのうち6億円をプレミアムとして、離島市町のPR及び誘客、経済の活性化等につなげようとするもので、平成25年度から平成27年度までの3カ年の実施予定であります。本市では、壱岐市商工会の御協力のもと、現在159の事業者が加盟されております。今後、本事業を活用し、本市で開催されるイベントでの誘客を図る等、交流人口の拡大による景気浮揚につなげてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、情報発信強化推進事業として、長崎県東京事務所等とタイアップした首都圏からのモニターツアー、五島市・対馬市・新上五島町・小値賀町との首都圏での合同PR事業、東京・大阪での壱岐の歴史文化講座など情報発信を積極的に展開し、壱岐の知名度アップを図ってまいります。

また、昨年10月に北九州市で開催された御当地グルメの祭典「第7回B-1グランプリIN北九州」において、対馬市の「上対馬とんちゃん」がシルバーグランプリを獲得し話題となりました。グルメの島である本市においても、新鮮・美味の食材を使った「ひきとおし」など絶品の郷土料理があります。こうした壱岐の食材を使った郷土料理や名物料理を、島内外へ広くPRするため、壱岐市食材まつり（仮称）を実施することとし、今回、所要の予算を計上しております。

次に、教育旅行について、平成24年度は、30校、3,624人の生徒及び関係者皆様が本市を訪れていただきましたが、これは、前年度と比べ減少いたしております。このような中、県内本土部の小学生及び中学生が本市へ教育旅行で来島された際、学校に対し費用の一部を補助する「壱岐行き教育旅行推進事業」を平成25年度も引き続き実施いたします。県とも連携を図り、中・四国、関西地区を中心に教育旅行の誘致や、福岡都市圏を中心とした体験学習の誘致に努めてまいります。

また、外国人誘客いわゆるインバウンド対策については、平成25年度より県韓国ソウル事務所が設置予定であり、県との連携により、インバウンドの展開を進めてまいります。

次に、壱岐市福岡事務所は、本年4月で開所から3年目を迎え、これまで約1万3,000人が来所されるなど、本市への関心の高さを示しています。さらに、各所への訪問を活発に行った

一つの効果として、彦岐サイクルフェスティバル及び彦岐の島新春マラソン大会の、過去最高の参加者数につながったものと考えております。今後も、彦岐市の窓口として、あらゆる会合等でのPR活動を活発に行うとともに、「I k i I k i (いきいき) サポートショップ制度」を推進し、彦岐市の知名度アップを図ってまいります。

次に、定住促進対策についてでございますが、平成22年度から、定住促進対策として、島外へ通勤・通学する方への交通費助成を実施しておりますが、平成22年度37名、平成23年度41名、平成24年度36名、延べ114名が利用されております。また、島外からの移住希望者の総合窓口として相談に応じ、空き家・空き地情報、求人情報の提供、農業、漁業への新規就業者に対する研修制度や助成支援制度などの情報提供を行っております。今後、さらにU I ターンの推進を図るため、市内への移住を目的とした住居及び仕事探し、暮らしの体験などの活動に際し、滞在費の一部を助成するU I ターン促進短期滞在費補助事業を実施し、気軽に御来島いただくことで、定住促進を図ることとし、今回、所要の予算を計上いたしております。

また、これまで、少子化対策や後継者対策として結婚促進のために独身男女交流イベントの開催や、開催団体への補助を実施してまいりました。特に昨年開催した「もてもてナインティナイン・彦岐の花嫁お見合い大作戦！」を契機に、婚活支援事業を「イキイキお結び大作戦！」と銘打ち、婚活イベントの情報配信、福岡での婚活イベント参加支援、マナー講座の開催など行っております。来たる3月23日には、初の街コンイベント「いきコン」を郷ノ浦商店街を舞台に、100人規模で開催することといたしております。

今後さらに、定期的な婚活イベントの開催と内容の工夫を図り、出会いの場の創出に努めてまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図ることを目的に創設された総務省の制度であります。三大都市圏等から地域づくりに意欲的な隊員を4名募集し、本市観光情報の発信、地産地消の推進、地域特産品のPR・新規開発、商品デザインの支援、また農林水産業の応援や海女の後継者育成など、地域協力活動に従事してもらうことで、地域の振興を図ろうとするのであり、今回、所要の予算を計上しております。なお、期間終了後、市内での起業あるいは就業定着を期待するのであります。

次に、産業の振興でございます。

まず、農業の振興につきましては、彦岐市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり・組織づくり及び農業生産額の向上が重要であり、さらなる農業振興を促すため、平成25年度も、担い手対策・米政策・施設園芸・畜産振興等、各種施策を展開してまいります。

農業の持続につきましては、後継者や人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠であります。

このため、担い手育成については、認定農業者の育成や、集落内での話し合いによる集落営農組織の設立に取り組んでまいります。

本年1月末現在の認定農業者数は268で、そのうち法人が6経営体となっております。

また、集落営農組織については、現在36の特定農業団体と二つの特定農業法人が設立され、長崎県の約半数を占める組織を有するに至っております。認定農業者と集落営農組織には、これからの壱岐市の農業を支える担い手としての大きな期待を寄せているところであり、組織育成や研修等に引き続き支援を行ってまいります。

農業政策の根幹をなす水田農業については、「食料・農業・農村基本計画」の食料自給率の50%達成に向け、平成23年より畑作物を加えた「農業者戸別所得補償制度」が実施されております。平成25年度からは、名称が「経営所得安定対策」に変更となりますが、事業内容につきましては、今までの継続でございます。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物であり、今後も、補助事業を活用し施設整備等への支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスにつきましては、単価・収量とも県下トップの成績を維持しており、今後は、面積の拡大とともに、揺るぎない産地形成を図ってまいります。

平成22年度以降、イノシシの目撃・痕跡・農作物の被害及び海岸への死骸漂着の情報が寄せられております。イノシシは、生息数の少ないうちに撲滅に向けた対策が極めて重要であることから、これまでに捕獲わなの設置、ハンターによる捕獲に努めてまいりましたが、成果を上げるに至っておりません。今後も引き続き、関係機関と連携を図り対策を講じてまいります。

また、タイワンリス及びカラスについても、猟友会・市民皆様の協力により、捕獲駆除を行ってまいります。

本市の肉用牛振興につきましては、「壱岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいりました。また、肥育経営においても、壱岐生まれの壱岐育ちが「壱岐牛」ブランドとして人気を博しており、育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

さらに、壱岐産の「金太郎3」が歴代最高の成績で県の基幹種雄牛として誕生しており、平茂晴に続く壱岐産種雄牛としての活躍が期待されております。

昨年10月に開催された第10回全国和牛能力共進会長崎県大会での好成績により、子牛市も好調に推移しておりますが、一方で、高齢化・後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数減少が続いております。その対策の一つとして、集落営農組織等による共同経営を模索する等、生産基盤の強化を図ってまいります。

次に、水産業の振興についてでございます。

本市の基幹産業である水産業を取り巻く現状は、漁業資源、漁場環境の悪化による漁獲の減少、輸入の増大等による水産物価格の低迷、漁業者の高齢化並びに後継者不足、さらには燃油の高騰など依然として厳しい状況が続いております。

平成24年1月から12月までの市全体の漁獲高及び漁獲量を、その前年と比較いたしますと、漁獲高が9.9%減の約42億1,000万円、漁獲量が27%減の5,863トンとなっており、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

こうした状況を踏まえ、市といたしましては、これまで、水産業の振興を図るため、さまざまな事業を展開してまいりました。

市単独事業として、意欲ある担い手の育成支援事業として、全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を平成23年9月からスタートし、現在、認定漁業者126名、漁業後継者7名を認定しております。また、平成24年10月から海上輸送コストを漁業者へ助成する事業も実施しております。このほか、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済・漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため漁船近代化施設整備への助成、さらには、密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成を実施しており、これら水産業の振興施策について、平成25年度も引き続き実施してまいります。

国や県の事業としては、離島の漁業集落が生産力向上や創意工夫を生かした取り組みで漁業の再生活動へ支援する離島漁業再生支援事業、若年層の新規就業のための経費負担を軽減し着業を促進する21世紀漁業担い手確保促進事業に取り組んでおります。これらの制度を、今後も積極的に活用いただき、水産業の活性化につなげていただくことを期待いたしております。

近年、磯焼けが発生し、水産業に大きな影響を及ぼしております。これらの原因調査や漁場藻場の活性化に向け取り組み、ヨーロッパ海洋エネルギーセンター（Eメック）との人脈もある渋谷潜水工業渋谷正信氏が、国際的な情報発信の拠点となる「社団法人日本漁場藻場研究所」、職員5名を既に採用済みでございますけれども、昨年12月、本市に設立されました。

この研究所は、漁業者と一体となり、吉岐海域の藻場回復などの調査、分析、データ収集などを実施し、海の環境改善を普及啓発する拠点をつくり、地域振興に寄与するとともに、情報発信する方針であります。市といたしましても企業誘致として位置づけ、積極的に受け入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

栽培漁業につきましては、吉岐栽培センターを活用し、アワビ60万個、アカウニ25万個、カサゴ13万尾の種苗の生産を計画しております。これらの種苗を放流することにより沿岸域での漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

漁港整備につきましては、大久保漁港、小崎漁港施設の老朽化に伴い、施設の現況把握、機能

診断、老朽化予測、保全対策工法の選定などの漁港機能保全調査業務を行い、年次的に改修するための維持管理計画書の策定を計画いたしております。

次に、商工業の振興と雇用対策についてでございますが、本市の商工業につきましては、景気の低迷、相次ぐ大型店舗の出店等、非常に厳しい状況にあります。このため、商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めるとともに、商工業者や中小企業者の融資利子補給や保証料に対する補助を行ってまいります。

また、さきに述べました「しまとく通貨」も本市商工業の振興に大きく寄与するものと期待しており、さらなる加盟店の推進と消費拡大を図ってまいります。

雇用につきましては、昨年に引き続き、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した継続的な雇用機会の事業を展開することで、地域の雇用を支えてまいります。平成25年度は、2事業、28名の雇用を予定しておりますが、国・県の施策に注視し、各種雇用創出事業に取り組んでまいります。

企業誘致の推進については、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題であります。景気の低迷も重なり、新たな企業誘致は困難を極めておりますが、企業誘致は、人口の流出を食い止める極めて重要な施策であり、今後も、既に誘致している企業に対するフォローアップと輸送コストの少ないIT関連業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

次に、福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくりでございます。

まず、地域福祉の推進につきましては、市民皆様の「参画」と「協働」により地域の福祉向上を図り、福祉施策や福祉活動を総合的に展開するため、平成24年3月に「壱岐市地域福祉計画」を策定しましたが、本年3月に、地域における福祉活動の具体的行動を示す「壱岐市地域福祉活動計画」が壱岐市社会福祉協議会において策定されることとなっております。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を基本理念とした障がい者総合支援法が施行され、社会的障壁の除去とともに、国民への障がい理解が求められておりますが、障がいに応じた特性を、まずは職員が理解し、接客時や地域で活用できるよう、障がい者皆様への理解を深める研修会を実施することとしております。今後、施設のバリアフリー化に努めるとともに、これらの計画をもとに、地域、そして各社会福祉関係団体と連携を図り、地域福祉の推進に努めてまいります。

子育て支援につきましては、少子高齢化が進行する中、安心して生み育てることができる環境整備が重要となってまいります。

次代を担う全ての子供たちが、地域の中で心身ともに健やかに成長し、子育て家庭が地域社会から孤立せず、安心して子育てすることができるよう、子育ての喜びを実感できる環境整備や、子供の人権に配慮した社会基盤を確立するための事業を展開してまいります。

まず、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の公布を受け、設置した「壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会」では、地域の現状を踏まえ、「子供が主人公」の考えに立ち、幼保の一体化はもとより、就学前乳幼児の子育て環境の整備に向け、有識者並びに関係者の皆様とともに、検討を進めているところであります。

また、昨年11月から実施しております「病児保育」につきましては、1月末現在で延べ36名の利用者数となっており、今後も関係機関との協力しながら本事業の充実を図ってまいります。

現在、市内に、放課後児童クラブが4カ所で開催されておりますが、4月から壱岐市社会福祉協議会石田事業所で、新たに開設できる運びとなり、合計5カ所での実施となります。

今後も子供たちの居場所づくりに積極的に取り組み、仕事と子育ての両立を支援し、安心して生み育てることができる環境づくりを整備してまいります。

生活保護につきましては、高齢化の進展や経済・雇用情勢の変化などで、全国の生活保護受給者は213万人を超えております。一方、本市におきましては、平成20年度より減少傾向であり、平成24年11月末における保護世帯数は380世帯、被保護者数は560人で、保護率は1.98%となっております。しかし、減少傾向にあるものの、保護率は、全国平均の1.67%を大きく上回っており、長崎県内16福祉事務所でも6番目に高い保護率となっております。また、今後、高齢化、厳しい雇用情勢、稼働年齢層の人口流出等により、保護率は依然として高く推移することが予想されます。

こうした中、厚生労働省において、就労自立支援、不正受給対策強化、生活保護基準の引き下げを柱とした保護制度の見直しが検討されているところであります。現時点では、どのような保護基準の見直しとなるのかは、その詳細が明らかではありませんので、現在の基準及び本市の保護動向を考慮し、所要の予算を計上いたしております。

真に保護の必要な方に、迅速かつ適切に制度の適用を行うとともに、不正受給の防止、就労支援など、自立を促進するよう関係機関と連携し、運営体制の充実に努めてまいります。

次に、健康づくりについてでございますが、生活の基盤は、まず「健康」であることから、平成25年度も、市民皆様の健康づくりのために、各種健診、相談、予防、健康教室等の充実を図り、受診率の向上のため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員とともに啓発事業の推進を図ってまいります。

また、通称ヘルスマイトの皆様には、総勢200名近い組織力と結束力で、食品の安全・調理・栄養など食に関する市民皆様への啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が、一体となった市民協働活動の展開に力を注いでまいります。

次に、国民健康保険についてでございます。

吉崎市における国民健康保険加入率は、38%であり、長引く経済不況を反映した所得の減少等により、ここ数年深刻な財政運営が続いております。

平成25年度予算編成におきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の増加による財源確保のため、24年度同様一般会計からの繰り入れを行うこととしております。

国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、25年度からの「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながら、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険につきましては、高齢者皆様が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア体制システム」の実現に向けた取り組みを推進するため、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画として、平成24年度策定した第5期介護保険事業計画に基づき事業の円滑な実施を図っております。

その中で、高齢者見守り支援事業として試行的に実施している「あんしんサポーター」につきましては、養成講座を開催し、定期的な安否確認、訪問事業等を実施しており、平成25年度も継続して事業を展開してまいります。今後、高齢化の進展に伴い、さらに必要性が高まることが予想され、高齢者皆様の状況を把握しながら、サポーターの増員、他の見守り方法等も検討し、高齢者皆様が地域とのつながりを保ちつつ、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

施設整備につきましては、グループホーム1ユニット9床でございますが、選定事業者の有限会社弦観光「吉岐の郷」が、既存施設を改築中であり、本年4月からサービス開始予定であります。

新しい特別養護老人ホームにつきましては、県において、公募期間が2月28日まででございます。その後、3月中に事業所の選定が行われます。平成25、26年度2カ年で施設建設を行い、平成26年度中にサービスが開始される計画となっております。

また、地域主権改革一括法及び介護保険等改正法が制定されたことにより、これまで介護保険法や厚生労働省令によって定められていた地域密着型サービスの設備基準や運営基準等については、市町村が地域の実情においてみずからの判断と責任において条例で定めることとされており、今回関係条例の提出をいたしております。

次に、自然を生かした環境にやさしいまちづくりでございますが、昨年4月に供用開始した吉崎市クリーンセンター及び吉崎市汚泥再生処理センターは順調に稼働しており、クリーンセンターは、廃棄物の処理、リサイクルの拠点として機能し、汚泥再生処理センターにおいては、高度処理に加えて堆肥化装置をあわせもった施設として、その堆肥も好評で、資源の循環として農

地へ還元をいたしております。

また、本年3月に完成予定の勝本町自給肥料供給センターの生ごみの前処理施設建設工事も順調に進捗し、2月から試運転を始め、4月から一部生ごみの収集を開始し、状況を見ながら生ごみのリサイクルを広げてまいります。

本施設の整備をもって、壱岐市の環境行政基盤が整ったことから、市民皆様への衛生環境の向上を促進し、さらに資源の有効活用を目指し、環境に配慮した資源循環型社会、環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

次に、地球温暖化に伴う気象変動、大規模災害等を受け、再生可能エネルギーへの転換、有効利用が強く求められています。太陽光発電はその一つと期待され、平成25年度も、国の基準に基づき設置された対象者に対して、壱岐市住宅用太陽光発電設備設置費補助金を交付して導入の促進を図ってまいります。

また、中国から飛来する大気汚染物質「PM2.5」が、人体、生活への影響が懸念されます。測定値に注視し、今後、必要に応じ、ケーブルテレビ、また、防災告知放送を活用し、市民皆様へ対応策を含め、周知を図ってまいります。

次に、生活環境の充実についてでございますが、市道整備につきましては、平成25年度予算において、補助事業2路線及び橋梁補修3橋、起債事業11路線の整備費を計上いたしております。

河川整備につきましては、引き続き2河川の整備、急傾斜地崩壊対策事業についても、引き続き4地区の整備を進めてまいります。

道路や河川等の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も取り組んでまいります。

次に、壱岐市の良好な景観の形成に関する施策の策定について、本市では、平成22年度に景観行政団体となりましたので、景観条例の制定に向けて景観計画を策定する必要があることから今回所要の予算を計上いたしております。

公営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画を現在策定中であり、その計画に基づいて年次的に整備を進めてまいります。

また、市民皆様の生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため住宅リフォーム支援事業を進めてまいります。

次に、水道事業関係につきましては、簡易水道は、水道水の安定供給を図るため、国庫補助の基幹改良事業により、平成20年度から湯本浦地区と石田地区の老朽施設の更新等整備を進めております。平成25年度が最終年度となっており、引き続き配水管布設がえ工事等を実施することにしております。

上水道事業は、郷ノ浦町東地区の水源及び浄水場設備の改良、並びに老朽化した配水管の布設がえ工事を実施いたします。

水道事業においては、漏水対策が重要課題であり、施設のさらなる適正な維持管理を行い、安全で安定した水道水の給水に努めてまいります。

次に、下水道事業関係については、郷ノ浦町の公共下水道事業は、事業計画に基づき、中央処理区の片原地区の一部で管渠整備工事を実施しております。平成25年度も引き続き片原地区、永田地区の管渠整備工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、平成24年度に芦辺地区の整備計画を見直し、測量及び詳細設計を行いましたので、平成25年度から管渠整備工事を実施することにしております。

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道及び漁業集落排水施設の処理区域以外の汚水処理対策として、「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施しており、平成25年度も140基の設置を予定しております。

汚水処理施設の整備については、生活排水の適正な処理を推進し、快適な生活環境並びに良質な水環境づくり等を目指して取り組んでいる事業でありますので、下水道への加入または合併処理浄化槽の設置について、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、心豊かな人が育つまちづくりでございます。

中学校が4校体制になって間もなく2年を迎えます。地域や保護者の皆様の御理解と御協力により、生徒は充実した学校生活を送っているものと捉えております。今後も小学校、中学校の教育活動の充実に努めてまいります。

スクールバス運行・スクールボート運航につきましては、「中学校スクールバス・スクールボート検討委員会」を開催し、学校・PTA・小学校区・公民館等の代表者の皆様に協議をいただき、その結果、平成25年度以降も現在の規則に基づいて実施することにいたしました。なお、スクールバスの運行規則（通行目的）に表現された「校区が新たになった生徒の利便を図る」については、今後も実態を把握し、継続して検討していくことしております。

また、学校施設の耐震化につきましては、耐震強度や安全性を示す構造耐震指標、いわゆるIs値をもとに優先度を決定し年次的に実施しておりますが、平成25年度に改修工事を予定しておりました建物のうち、芦辺小学校及び芦辺中学校の校舎につきましては、建築物耐震診断判定委員会の耐震診断や本年2月9日の同正副委員長の現地調査の結果、コンクリート強度が不足していることなどを理由に改修工事をすることができない状況となりました。

特に、小学校につきましては、これまで、地域文化の拠点との考え方から、統廃合に消極的な発言をいたしてまいりましたが、このような状況の変化を受け、統廃合をも視野に入れた耐震化計画を協議する組織を早急に立ち上げ、児童・生徒の安全を最優先に教育環境の整備に努めてま

います。

次に、第69回国民体育大会についてでございますけれども、平成25年は国体開催の前年であり、吉野市では国体を想定したリハーサル大会として、二つの大会を行います。

ソフトボール競技は、8月3日、4日に、第61回西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会を、大谷公園ソフトボール専用球場とグラウンド及びふれあい広場で、県内各地からの代表16チームが参加して行います。

また、自転車競技は8月25日に、第48回全国都道府県対抗自転車競技大会ロードレース（男女）でございますけれども、吉野市の国体特設周回コースで行います。各県代表約250名のトップアスリートが全国から集い、健脚とテクニックを競います。

市民皆様には、交通規制等で大変御迷惑をおかけいたしますが、おもてなしの心でお迎えいただき、素晴らしい大会となりますよう、御声援、御協力をよろしくお願いいたします。

リハーサル大会を機に、さらなる国体の開催機運を盛り上げ、国体の成功に向けて、全力で取り組んでまいりますので、関係団体そして市民皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、国内外交流が盛んなまちづくりについて申し上げます。

離島航路対策については、さきに申し述べましたが、昨年4月1日、リプレイス事業によるフェリーきずなの就航により、博多・吉野・対馬航路のフェリー、ジェットフォイルの基本運賃2割引き下げ、さらに、リフレッシュ割引による特定割引も実施され、交流人口の増加につながったものと考えております。改めて、離島航路運賃の低廉化が、離島の活性化に大きく寄与することを確信したものであり、離島航路運賃のJR並み運賃等さらなる低廉化を全国離島地域一丸となって取り組んでまいります。

また、本市の長年の要望事項でありました博多港フェリー下船口付近の雨よけ施設の整備に係る予算が、福岡市の平成24年度2月補正予算に計上され、議決されました。

博多港フェリー第2ターミナルにつきましても、エレベーター整備に続き、2階のトイレのバリアフリー化等の改修予算が、平成25年度予算に計上されているとお聞きをいたしております。今後とも福岡市などの各団体との連携を密にし、吉野に来られる方へのサービス向上等に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

去る2月6日に吉野文化ホールにおきまして、吉野市民病院の役割について、市民皆様の御理解と関心を高め、吉野の地域医療を市民皆様全体で支えるという意識の醸成を目的として、長崎県病院企業団米倉企業長を初め、3名の方をお招きし、「吉野市民病院 市民フォーラム」を開催したところであります。

当日は、600人を超える市民皆様に御来場いただき、米倉企業長からは「これからの市民病

院を考える」と題し、拠点病院としての資格、企業団加入に向けての諸課題などについて、御講演いただきました。

企業長のお話の中にもありましたように、市民病院は「市民に信頼される病院」であること、また、「市民の財産であり、市民の皆様とともに育て上げる意識を持つこと」の重要性を再認識したところであり、市民皆様と壱岐の医療を考えるよい機会になったと考えております。

県病院企業団加入の取り組みにつきましては、企業団加入における課題について、昨年11月に発足した市民病院経営健全化プロジェクト会議や、県病院企業団の御助言を受けながら、その解決に向け、不退転の姿勢で臨んでおります。

また、病院職員の給与制度の見直しにつきましては、さきに申し述べました、市全職員を対象にした級別標準職務表の見直しとあわせて、特殊勤務手当等の改正を行うこととしており、今回、関係条例の一部改正案を提出をいたしております。

また、収支構造の見直しにつきましても、かたばる病院と市民病院の機能統合による管理部門、給食部門等の集約化による経費削減に加え、看護体制の見直しによる職員の効率的な配置など、運営コスト縮減の徹底とあわせて、診療報酬獲得等による収入対策に努めることとしております。

なお、市民病院の運営体制につきましては、内科医を初め常勤医師の増員や、地域医療連携室の創設など、診療体制の充実を行うとともに、地域の民間病院等との連携を図り、効率的でクオリティの高い医療の提供を目指してまいります。

次に、安全・安心のまちづくりでございますが、東日本大震災から、間もなく2年が経過しようとしております。現在、復興に向けた取り組みが全力で行われておりますが、被災地では、依然として厳しい状況にあります。特に福島第一原子力発電所の事故による影響は大きく、一部の区域では、いまだ深刻な状況にあります。

本市も佐賀県玄海町にある玄海原子力発電所から30キロ圏内、いわゆる緊急時に避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域（UPZ）に約3分の1の地域が含まれ、人口で申しますと半数を超える皆様に住んでおられます。福島第一原子力発電所の事故以来、国、原子力事業者等が原子力防災について体制強化を図ってきておりますが、原子力規制庁の発足、原子力防災に関する法令等の整備を受け、今回、3回にわたり、壱岐市防災会議を開催し、壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）を取りまとめたところであります。議会基本条例に基づき、今回、議案として提出しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

長崎県原子力防災訓練は、昨年11月17日の計画が、佐世保市において、大雨警報が発令されたため、県下の訓練は延期となり、去る2月2日に実施されました。本市においては、11月に一部実施できなかった沿岸釣り客の避難誘導やヘリによる人員搬送等の訓練を実施しております。また、平成25年度についても、実施予定となっており、こうした訓練を積み重ね、初動体

制の確立と避難経路の確認等、万全の態勢を整えてまいります。

また、例年、県下7ブロックに分けて実施されている長崎県総合防災訓練が、本年5月19日に本市郷ノ浦港埋立地において実施されることが決定いたしております。そのための訓練に要する本市の負担金として今回、所要の予算を計上いたしております。

消防につきましては、消防本部新庁舎建設工事、消防救急のデジタル無線工事、消防指令台更新工事、県防災行政無線移設工事、アナログ無線移設工事、防火水槽5基新設、消防団郷ノ浦地区第6分団第3部の小型ポンプ更新等を予定し、今回、所要の予算を計上しております。

災害は依然として後を絶たず、その内容も複雑多様化し、最近では局所化の傾向に加え現場活動に対する潜在危険もますます増大しているところであり、壱岐市消防団とともに、市民皆様の安心・安全のために取り組んでまいります。

防犯についてでございますけれども、現在、本市においても空き家等が増加傾向にあり、所有者の不在などで管理不全な状態にあるものが見受けられ、周辺環境に影響を及ぼす事例も発生しております。防災、防犯、環境保全の観点から、空き家等の所有者や管理者に適正管理を義務づけるための条例の制定について、今回、提出しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明をいたします。

平成25年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

国の地方財政対策においては、政権交代もあって国の予算編成スケジュールはかなりおくれておりますが、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度と同水準が確保される見通しとなっております。

このため、財源不足分については、平成24年度同様、臨時財政対策債の元利償還金相当額について、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされております。

また、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題に対応するため、歳出に特別枠を設定して計上される見通しとなっております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある市債を有効に活用しながら財政運営を行ってきたところではありますが、なお一般財源不足については、財政調整基金や減債基金等の取り崩しにより対応しており、引き続き厳しい財政状況となっております。

平成23年度末の市債現在高は285億円でございます。義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合は36.3%と高く、経常収支比率は80.9%（対前年度比0.8%増）と、依然高い水準で推移をいたしております。

こうした中、平成25年度予算編成につきましては、前年度当初予算が骨格予算だったことから、大幅な増額予算となっておりますが、全ての事務事業について、政策評価を実施し、また、市民意識、国・県・社会情勢の変化、経済の動向を注視しながら、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、地域経済と住民福祉の増進及び市民と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

なお、一般会計予算規模は、208億1,900万円（対前年度比17億900万円、8.9%増）、特別会計を含めた予算規模は、311億5,346万円（対前年度比20億1,074万円、6.9%増）となっております。

本日提出いたします案件の概要は、条例の制定・改正に係る案件24件、予算案件16件、その他10件でございます。案件の詳細につきましては担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、市政運営に対する所信の一端と、平成25年度当初予算案等について申し述べましたが、これからも、山積する行政課題、特に市民病院の県病院企業団加入を必ず実現し、また、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくりに誠心誠意、全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 . 議案第3号～日程第5 4 . 議案第5 2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成についてから日程第5 4、議案第5 2号平成25年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、50件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日上程いたします議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますのでよろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。それでは、議案第3号から議案第8号まで一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について御説明を申し上げます。

壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）を別冊のとおり作成することについて、壱岐市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

この計画作成に至る経過でございますが、東日本大災害の教訓を踏まえて、玄海原子力発電所から24キロの位置にある本市では、東日本大災害直後の平成23年4月より、長崎県及び原発30キロ圏内の関係市と協調して防災対策を講じているところであります。

原子力災害特別措置法の改正及び防災基本計画原子力災害対策編の修正並びに原子力災害対策指針の制定等により、基本的事項が固まったことから、関係省庁で検討がなされていた地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルの改訂版が取りまとめられまして、このマニュアルを参考に長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）との整合性を図りながら、壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）を作成したところでございます。

作成に当たっては、壱岐市防災会議を本年1月16日、2月6日、2月12日に3回にわたり開催し、関係機関等から御意見をいただきながら調整を図ってきたところでございます。

それでは、この計画書の構成でございますが、目次1ページをお願いいたします。

この計画書は四つの章で構成しております。第1章は総則として、計画の目的、性格、周知徹底、作成または修正に際し遵守すべき指針、計画の基礎とするべき災害の想定、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等、防災関係機関の事務または業務の大綱について、七つの節でうたっております。

第2章は、災害予防対策です。減災法及び災害対策基本法に基づき、実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めておりまして、情報の収集・連絡体制等の整備、緊急事態応急体制の整備、避難収容活動体制の整備、緊急輸送活動体制など、17節の節でうたってお

ります。

目次 2 ページでございます。第 3 章は、災害応急対策です。減災法第 10 条の規定に基づき、原子力事業者から特定事象等の通報があった場合の対応及び同法第 15 条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示しておりまして、情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保、活動体制の確立、屋内退避、避難収容等の防護活動など 13 の節でうたっております。

目次 3 ページですが、第 4 章は、災害復旧対策です。減災法第 15 条第 4 項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示しておりまして、避難区域等の設定、環境汚染への対処、各種制限措置の解除など 11 の節でうたっております。

それでは、各章においてポイントとなる部分をかいつまんで説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 章、第 1 節、計画の目的でございますが、この計画は災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び事業所外運搬により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、市民の生命・身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とします。

第 1 章、第 2 節、計画の性格であります。この計画は、壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画でありまして、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであります。

また、関係機関等が作成する防災業務計画とも整合性を図った上で作成をしております。

なお、この計画は壱岐市地域防災計画の原子力災害対策編として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、一部を除き壱岐市地域防災計画によります。

参考までに申し添えますが、平成 17 年に策定しております壱岐市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて作成をしております。原子力災害特別措置法に基づく計画は、このたび作成した原子力災害対策編が最初であります。ですから、壱岐市地域防災計画書の修正ではなく、新たに原子力災害対策編を策定したという位置づけであります。

2 ページをお願いいたします。

第 4 節の計画の作成または修正に際し遵守すべき指針は、減災法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針としております。

3 目ページをお願いいたします。

第1章、第6節、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等ですが、長崎県では、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を、E P Zの目安を基準として、玄海原子力発電所から半径10キロメートルの圏内としております。

また、玄海原子力発電所で平成23年3月11日に福島第一原子力発電所における事故と同様の事故が発生した場合に備え、その初動対応を円滑に行うための避難計画策定対象地域を玄海原子力発電所から半径30キロメートルの圏内としております。これにより壱岐市は必要な対策を講じるための避難計画を策定します。また、特性事象の状況によって壱岐市全域が避難対象地域としてされたと想定し、事前に国や長崎県並びに福岡県、佐賀県等、周辺市町村と連携し、広域避難計画を策定します。

なお、壱岐市における避難計画策定対象地域は、壱岐市南部地域とします。避難計画策定対象地区は、三島地区、渡良地区、初山地区、武生水地区、柳田地区、志原地区、筒城地区、石田地区、八幡地区、田河地区、那賀地区とし、玄海原子力発電所から半径30キロメートル圏内に係る大字界まで含むものとします。

また、三島地区の大島は30キロ圏外となりますが、避難の必要が生じた場合に避難に時間を要するなど地理的条件を鑑み、避難計画策定対象地域に含めます。

20ページをお願いします。

第8節、避難収容活動体制の整備ですが、1の避難計画の策定について、基本的な考え方を21ページに示しております。

といたしまして、玄海原子力発電所から半径30キロメートル圏内の住民が最終的には30キロメートル圏外への避難が可能となるよう30キロメートル圏外に避難場所を確保します。

、避難が必要な避難対象区域は、事故の状況に応じ、国・県または市が設定する。

、避難先は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民が同一地域内に避難できるようすることに努める。

、 は、記載のとおりでございます。

次に、21ページの2の避難計画における避難先であります。玄海原発から30キロ圏内の避難計画策定対象地区の避難先を30キロ圏外の壱岐市北部地域とします。

市の避難収容場所及び避難所については、23ページ及び24ページに記載をいたしております。

第8節では、このほか25ページ中段から26ページに、5、災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備として病院等医療機関の避難計画の作成について、また、社会福祉施設の避難計画の作成について規定をしております。

そして、6、学校施設における避難計画の整備などについても規定しております。

27ページをお願いいたします。

第10節では、救助、救急、医療及び防護資機材等の整備について記載をしております。

28ページをお願いいたします。

第2章、第11節には、住民への的確な情報伝達体制の整備についてうたっておりまして、29ページの(5)市は放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、告知放送、コミュニティ放送局、FMラジオ、インターネット、ケーブルテレビ、携帯端末の緊急速報メール、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用にも努めるとしております。

第12節では、大規模災害において、行政自身も被災する可能性が高いため、災害発生後、早急に市の機能を維持し、業務の継続性を確保する必要があるため、行政機関の業務継続計画の策定について記載をいたしております。

第3章、災害応急対策については、35ページ、36ページに、特定事象発生時の情報伝達経路について記載をいたしております。

39ページには、緊急事態宣言発出後の情報伝達経路について記載をいたしております。

第3節の活動体制の確立についてであります。40ページをお願いいたします。

災害警戒本部の設置について規定をしております。市は、特定事象または警戒事象発生の通報を受けた場合または総務部長が必要と認めた場合は、総務部長を本部長、総務課長を副本部長とする災害警戒本部を設置して、事故対策のために警戒態勢をとるものとしております。

下の段、は、災害警戒本部の廃止について規定をしております。災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったとき、あるいは災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部を廃止されます。

災害警戒本部の組織、配備体制、所掌事務については、41ページ、42ページに記載をいたしておるところでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

災害対策本部の設置について規定をしております。市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合または市長が必要と認めた場合は、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする災害対策本部を設置します。市長、副市長が不在の場合は総務部長、総務課長の順に指揮系統を定めます。災害対策本部の廃止は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、または災害対策本部長が原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったと認めたときとしております。

災害対策本部の組織、配備体制及び所掌事務等につきましては、43ページから47ページに記載をいたしております。

47ページをお願いいたします。

47ページの下段から48ページの中段には、応援要請及び職員の派遣要請について、5、自衛隊の派遣要請等を記載いたしております。

49ページをお願いします。

第3章、第4節は、屋内避難、避難収容等の防護活動について規定をしております。

50ページをお願いします。

上段になりますが、市は20キロメートル圏内の地域に避難対象区域が設定された場合、20キロメートルから30キロメートル圏内の地域を屋内退避区域とする避難指示を行う。さらに、事態が悪化する場合は30キロメートル圏内の地域を避難対象区域とする避難指示等を行う。また、状況に応じて早めの避難準備を進める避難準備指示を行うとしております。

県及び市の避難の指示等の内容伝達等については、50ページ中段から下段に記載をいたしております。

51ページをお願いします。

屋内退避及び避難等に関する指標の記載をしております。

6、行政機能の移転でございますが、市は、市役所庁舎が避難対象区域に該当する場合は、庁舎機能を移転するものとします。市民への周知、住民避難の優先などを規定いたしております。

53ページをお願いします。

9、受入市町村との協議でございますが、市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされております。この場合は、県は、受入先の市町村との協議の上、要避難区域の市町村に対し、避難場所となる施設を示すこととされている旨の規定となっております。

53ページ、54ページには、避難場所に関する事項、55ページには災害時の要援護者等への配慮について記載をしております。

第3章では、そのほか57ページに第7節として飲食物の出荷制限、摂取制限等を、58ページの第8節には緊急輸送活動、61ページには安定ヨウ素剤の服用指示など救助・救急・消火及び医療活動について記載をいたしております。

62ページの第10節には、住民等への的確な情報伝達活動、そして64ページ、第11節には文教対策計画、68ページには自発的支援の受入等、そしてまた13節には行政機関の業務継続に関する措置について規定をしております。

最後に70ページからの第4章には災害復旧対策に関する事項をうたっております。緊急事態解除宣言後の対応について、原子力災害事後対策を実施すべき区域設定、環境汚染への対処、その他について規定をいたしております。

なお、本計画書とは別に資料編として、避難対象範囲の地域と人口、避難者収容施設、避難経路図、車両及び船舶の状況、防災資機材等の配備状況、原子力防災研修の状況、防災関係機関及び連絡先、原子力災害に係る長崎県民の安全保障に関する協定書及び覚書を参考資料として添付をいたしております。

次に、議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市長は、直ちに市対策本部を設置することとされておることに伴い、同法に定めるもののほか、市対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

条例の構成といたしましては、第1条で条例の制定の趣旨をうたっておりまして、今申し述べました提案理由と同じでございます。壱岐市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例の根拠法となります新型インフルエンザ等対策特別措置法は、平成24年5月11日に公布されておりまして、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において政令で定める日が施行期日となります。

第2条は、対策本部の組織に関する規定でございますが、法第35条により対策本部の長は市長となります。

本部員は、副市長、教育長、消防長、または消防長が指名する消防吏員、市長が市の職員のうちから任命する者となっております。また、副本部長は、本部員のうちから市長が指名することになっております。

本条例では、対策本部の構成員、それぞれの事務分掌及び法的に定める構成員のほか必要な職員を配置することができる旨の規定を加えております。

第3条では、対策本部の会議について規定しております。

法第35条第4項の規定において、市町村対策本部長は、必要があると認めるときは国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができるようになっておりまして、当該出席者に対し意見を求めることができる旨を本条例第3条第2項でうたっております。

第4条では、本部長が必要と認めるときは対策本部に部を置くことができるとし、部の組織に

ついて規定をしております。

第5条は、条例の委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は法の施行日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第5号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市空き家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、生活環境の保全及び防犯のまちづくりを推進するため、空き家等の適正な管理に関し、市及び所有者等の責務と、管理不全な状態にある空き家等に対する措置についても定めるため、条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

条例の構成といたしましては、第1条で条例制定の目的をうたっております。この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

第2条で、この条例における用語の定義を定めております。空き家等とは、管理不全な状態とは、所有者等とは、市民等とは、について定義づけをしております。

第3条では、所有者等の責務をうたっておりまして、空き家等の所有者等は、当該空き家等の敷地の整備整頓を行うとともに、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう、みずからの責任において適正な管理をしなければならないとしております。

第4条で、市民等から市に対する管理不全な空き家等の情報提供について、第5条では情報提供に伴う市の実態調査に関する事項を規定しております。

第6条で、空き家等が管理不全な状態であるとき、またはおそれがあると認めるときは、市は当該所有者等に対して、必要な措置について助言または指導を行うことができる旨、そして、それでも管理不全な状態にあるときは勧告をすることができる旨の規定をしております。

第7条では、前条の勧告に応じないとき、または空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる旨の規定をしております。

そして第8条に、正当な理由なく命令に従わないときは公表をすることができる事項を規定しております。

第9条では、第4条に規定する実態調査を行う場合など、建築物に不特定者の侵入による火災または犯罪等が誘発されるおそれなどもございますので、警察、消防署等の協力要請について規定をしております。

第10条では、第6条に規定する勧告または第7条による命令に従わない場合において、その他の手段による履行確保が困難、かつ、その履行の放置が著しく公益に反すると認められる場合の行政代執行に関して規定をしております。

第11条では、安全安心な生活環境づくりを促進するために、危険な家屋等の除去を行う所有者等に対し市が支援することができる旨をうたっておりまして、具体的内容については、補助対象建築物等、補助対象者等その他補助基準等について壱岐市老朽危険家屋除去支援事業補助金交付要項を別に定めるようにしております。

第12条は、条例の委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として、市長の諮問に応じ庁舎の建設に必要な事項を調査審議するために、「壱岐市庁舎建設検討委員会」を新設し、また、市長の附属機関のうち、壱岐市民病院の経営体制のあり方及びかたばる病院のあり方について協議するために設置しておりました「壱岐市立病院改革委員会」を、今後の方向性が定まったことから当該委員会を廃止するため所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表アの市長の附属機関の部、壱岐市補助金検討委員会の項の次に次のように加えます。壱岐市庁舎建設検討委員会、市長の諮問に応じ庁舎の建設に必要な事項を調査審議すること。

別表アの市長の附属機関の部壱岐市立病院改革検討委員会の項を削ります。

資料の新旧対照表につきましては、後もってご覧をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立の病院に勤務する職員の給与水準について県内離島地域の公的病院との均衡を図るため、現行技師手当の廃止、救急手当の対象者の見直し、その他関連する手当について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

平成16年壱岐市条例第41号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しよう

とするものでございます。

この議案第7号は、別冊議案関係資料1の2ページから4ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は、改正しようとする箇所でございます。

2ページをご覧ください。

第3条では、給料と手当の種類をうたっておりますが、改正案では技師手当を廃止しております。

第10条第1項は、管理職手当に関する規定でございますが、現行では管理職手当の額は給料月額に規則で定める割合を乗じて得た額としておりますが、改正案では規則で定める額とし、県内離島地域の公的病院と同様に定額方式に改めるものでございます。

3ページですが、第10条第2項は、現行管理職手当はその職員の給料の月額の100分の18を超えてはならないとなっておりますが、改正案では管理職手当の月額と同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高号給の給料月額を給料月額の100分の18を超えてはならないと改正しております。これは、定額方式とするためにこのような表現になります。

第30条第4項、ここには期末手当基礎額を算定するとき、加算割合について規定をしておりますが、現行は100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合としておりますが、改正案は100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合に改めております。これは県内離島地域の公的病院の給与規定では、看護部長の職が規定されており、その加算割合が100分の15となっているため同様に規定をするものでございます。

第37条は、救急手当について規定で定めておりますが、県内離島地域の公的病院の給与規定では現行の37条第2項の対象者については特殊勤務手当の救急呼出待機手当に包括されているため、当該条項の改正案では削除いたしております。

4ページをお願いいたします。

第39条の技師手当は県内離島地域の公的病院の給与規定には規定されていないため削除し、廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立の病院に勤務する職員の給与水準について県内離島地域の

公的病院との均衡を図るため、関連する特殊勤務手当の種類及び手当の内容について見直すために所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

平成16年壱岐市条例第42号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

この議案第8号は、別冊議案関係資料1のほうをお開き願います。5ページ、9ページに出しております。右が改正案でございまして、左が現行でございまして。

なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所が改正しようとする箇所でございます。

5ページをご覧ください。

第2条は特殊勤務手当の種類でございますが、第6号夜間看護手当、第7号防疫等作業手当、第8号放射線取扱手当、第9号精神保健福祉業務手当、第10号有害物取扱手当、第11号出産介助手当、第12号救急呼出待機手当、第13号特別調整手当を加えております。これは県内離島地域の公的病院で設けられている特殊勤務手当を新たに制定するものであります。

第3条の感染症防疫作業等従事手当については、対象職員を「職員」から「病院に勤務する看護師、准看護師、医療技師及び看護師以外の職員」に改めております。看護師、准看護師、医師、医療技師及び看護職員については、第2条第7号の防疫等作業手当を適用させるために、第3条から除外します。

6ページをお願いします。

第6条の感染症及び結核作業手当は、現行では対象職員を感染症及び結核の診療に従事する医師またはその他の職員としておりますが、改正案は医師または病院に勤務する看護師等以外の職員に改めております。これも看護師、准看護師、医療医師及び看護職員の看護師等については防疫等作業手当のほうを適用させるというものでございます。

第8条から第15条までは、今回加えました市の特殊勤務手当について規定しております。これらについては、第2条で説明いたしましたとおり、県内離島地域の公的病院との職員給与水準について均衡を図るために加えたものでございます。

第8条は、夜間勤務手当について規定をしております。夜間勤務手当は、病院に勤務する看護師等が深夜、午後10時から翌日の午前5時までの間において看護師の業務に従事したときに支給します。

第2項に、勤務1回における手当の額を規定します。

第1号、深夜を通じて勤務する場合6,800円、第2号、深夜における勤務時間が4時間以上である場合3,300円で、第3号、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合2,900円、第4号、深夜における勤務時間が2時間未満である場合2,000円としており

ます。

7ページをお願いします。

第9条は、防疫等作業手当について規定しております。支給対象職員及び手当の額は、第1号、病院に勤務する臨床検査技師で、感染症の病原体の検査、研究もしくは製造に専ら従事する職員、または食中毒菌の検査もしくは研究、食中毒菌に汚染されたおそれのある物件処理に専ら従事する職員を、月額6,000円としております。

第2号では、病院に勤務する看護師等で、感染症の患者または感染症の疑いのある患者に接する業務に従事したとき、日額290円といたします。

第10条は、放射線取扱手当について規定をいたしております。支給手当対象職員及び手当の額は、第1号、病院に勤務する診療放射線技師で、放射線の照射作業に専ら従事する職員を、月額9,000円といたしております。

第2号、病院に勤務する医療技師で、専ら前号の職員の業務の補助を行う職員には月額6,000円といたしております。

第3号、前2号以外の職員が、放射線を照射する作業に従事したとき、日額230円といたしております。

第11条は、精神保健福祉業務手当について規定をしております。支給対象職員は、病院に勤務する医師以外の職員で、次に掲げる業務を行った職員とし、手当の額は日額290円といたします。

第1号、精神保健福祉法第27条第3項または麻薬取締法第58条の6第4項の規定に基づく精神保健指定医の診察に立ち会ったとき。

次に8ページですが、第2号、精神保健福祉法第29条の2の2第1項もしくは第34条第1項または麻薬取締法第58条の8第1項の規定に基づき入院させる精神障害者または麻薬中毒者を移送したとき。

第3号、精神保健福祉法第47条第1項の規定に基づく精神障害者に面談して、面談または治療の業務を行ったときとしております。

第12条は、有害物取扱手当について規定をしております。支給対象職員は病院に勤務する看護師等のうち、試験研究及び検査のために行う化学分析作業で人体に有害危険なものに従事した職員とし、手当の額は日額290円とします。現在においては該当する職員は予定をされておられません。

第13条は、出産介助手当について規定をしております。支給対象職員は、病院に勤務する助産師で出産の介助に従事する職員とし、手当の額は月額4,000円とします。

第14条は、救急呼出待機手当について規定をしております。支給対象職員は、病院に勤務す

る看護師等のうち、緊急の呼出しに対応するため待機を命ぜられた職員とし、手当の額は1回につき2,000円とする。ただし、待機を命じられた時間が5時間未満の場合は1回につき1,000円とします。

第2項に、市長が特に必要と認める場合は、1回につき5,000円を上限として、別に定める額を支給することができるとしております。市長が特に必要と認める場合は、急患等に備えて事前に医師の待機が必要となる場合等が挙げられますが、通常での運用は予定いたしておりません。

第15条は、特別調整手当について規定をいたしております。特別調整手当の額は、月額とし、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)または医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が極めて困難な職にあると市長が認めた者について、医療技術確保の必要度、給与を決定する諸条件の変化等を考慮して、別に定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第3号から議案第8号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長(眞鍋 陽晃君) 降壇〕

議長(市山 繁君) ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長(市山 繁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長(斉藤 和秀君) 登壇〕

保健環境部長(斉藤 和秀君) 議案第9号から11号まで続けて御説明いたします。

議案第9号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地域主権改革一括法の施行に伴い、これまで介護保険法及び厚生労働省令によって定められていた指定地域密着型サービスの設備基準、または運営基準のうち一般原則及び基本方針について、条例を制定するものであります。

指定地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になってもできるかぎり住み慣れた自宅、または地域で生活を維持できるよう、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスが市町村によ

て提供されるよう、平成18年度に創設されたサービスであります。市民の利用は、要介護認定を受けた方で原則として市内にある事業所に限られます。また、サービスを提供する事業者は市の指定及び指導、監督を受けることになります。

次のページをお願いします。

吉崎市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例、第1条で条例の趣旨をうたっております。2条で定義等を、3条で指定地域密着型サービス事業の一般原則を定めております。

次のページをお願いします。

第4条から第12条につきましては、この条例の適用を受ける各サービスの基本方針を定めております。

8ページをお開きください。

第13条では、委任として条例で定めるもののほか、各指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は別に規則で定めさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について、御説明いたします。

吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、議案第9号と同様、地域主権改革一括法の施行に伴い、これまで介護保険法及び厚生労働省令によって定められていた指定地域密着型介護予防サービスの設備基準、または運営基準のうち、一般原則及び基本方針について条例で定めるものであります。

指定地域密着型介護予防サービスとは、地域密着型と同様に平成18年度に創設されたサービスであり、利用は要支援の認定を受けた方で、原則で市内にある事業所に限られます。また、サービスを提供する事業者は市の指定及び指導、監督を受けることになります。

次のページをお願いします。

吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例。第1条で条例の趣旨をうたっております。第2条で定義等を、第3条で指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則を定めております。

3ページの第4条から6条につきましては、この条例の適用を受ける各介護予防サービスの基本方針を定めております。

4ページをお開きください。

第7条では、委任として条例で定めるもののほか、各介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営並びに介護予防の基準は別に規則で定めさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明いたします。

吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地域主権改革一括法の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の技術管理者の資格要件が改正され、市町村が設置する焼却場、し尿処理場などの一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、市の条例で資格要件を定めることが必要となったため、吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正いたします。第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。第15条としまして、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を追加しております。廃棄物の処理施設の管理運営に当たっては専門的な知識が必要であります。技術管理者の役割は廃棄物処理施設を法に定める廃棄物処理の技術上の基準に違反がないか監督することであり、そのため、吉岐市の一般廃棄物処理施設を監督する技術管理者の資格については、国が定めている基準を緩和せずに1号から10号に同等の基準といたしております。なお、市独自の資格基準として11号に、前各号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有するものと市長が認めるものを追加しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第12号吉岐市堆肥センター条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

吉岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、吉岐市堆肥センターの使用料の適正化を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。あわせまして議案関係資料の13ページもお開きを願いたいと思っております。まず議案関係資料の13ページのほうに、左側に現行、それから右側に改正案をいたしておりますが、今回改正をするものは第6条の関係を改正をしようとするものでございます。

それでは、議案の本来の2ページのほうにお戻りをいただきまして御説明をいたします。

吉岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例。

吉岐市堆肥センター条例の一部を次のように改正する。第6条中、備えつけの収集車、運搬車等を削る。別表中の家畜ふん尿収集運搬車使用料1トン当たり300円、ただし最低利用料金として300円。それから堆肥散布車使用料1トン当たり500円、ただし最低利用料金として500円を堆肥センター使用料の一本化にしまして、1トン当たり各収集、散布を500円。ただし最低利用料金として500円。それから、1トン当たり持ち込みを200円、ただし最低利用料金として200円、と改め、同表の袋詰め堆肥3キログラム袋の項を削る。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

少し補足説明をいたしますと、現在、吉岐市内に堆肥センターとしまして市営の堆肥センターが二つ、それから農協運営の堆肥センターが1カ所あるわけでございますが、ここのそれぞれの利用料金の差が生じておりまして、特に芦辺町の利用者の方から、もう少し市と農協さんの単価に差異が生じておりますので、その補填を、というような要望が来ておるところでございます。これらの解消を図るために今回、所要の改正をいたす予定と、同時に農協さんのほうにも少し料金の引き下げのお願いをいたすように要望いたしておるところでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第13号から第23号まで一括して御説明いたします。

条例の一部改正並びに条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称一括法によるものでございまして、平成23年5月に第1次一括法が、そして、同年8月に第2次一括法がそれぞれ公布された次第でございます。この法律では経過措置がおおむね1年以内で、平成24年4月1日までに条例の施行が必要なものと経過措置があるものに区分され、国の基準を標準としてあるいは参酌して制定を行うものなどに区分されました。

このたび建設部から上程する条例の一部改正と制定などにつきましては、経過措置があり、平

成 2 5 年 3 月 3 1 日までに参酌して制定を行う必要があるものなどについてでございます。

提出議案が多く、それぞれの条例などにつきまして具体的に説明しますと長時間を要しますので、大変恐縮に存じますが、主な概要などの説明をさせていただくことで御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、既存の条例の一部改正については、この別添の資料に 1 4 ページから 3 9 ページに載せておりますので、御一読のほどよろしくようお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 3 号から御説明いたします。

議案第 1 3 号 吉崎市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について。

吉崎市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由は、下水道法の一部改正並びに漁業集落排水処理施設において発生する汚泥発酵肥料の販売に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

主な内容は、下水道の構造の基準や終末処理場の維持管理などについて、また、第 2 5 条に汚泥肥料の利用としまして、汚泥処理施設において発生した汚泥を堆肥化して汚泥肥料として有効利用するため、肥料取締法第 7 条の規定に基づきまして袋詰めして有機肥料として販売するものでございます。下段のほうに別表をつけておりますけれども、販売手数料は 1 袋 1 5 キログラム入りが 5 0 円でございます。

この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 1 4 号 吉崎市都市公園条例の一部改正について。

吉崎市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

主な内容は、第 2 条の 2 に都市公園の設置基準として市民 1 人当たりの敷地面積の標準は 5 平方メートル以上とするなどの面積の規定や、次のページの 2 条の 3 には公園施設の設置基準としまして公園施設に設ける建築物の建築面積に関する基準を定めております。

この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 1 5 号 吉崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

吉崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由の記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法でございますけれども、この規定に基づきまして市が管理する都市公園施設の移動等円滑化基準として、第4条に園路及び広場の出入り口の幅や、通路の幅などについて、3ページの第5条には屋根付広場、5ページから6ページの第8条には駐車場としまして車椅子使用駐車施設の幅などについて定めております。

8ページをお開きください。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、経過措置を設けております。

続きまして、議案第16号吉岐市公共下水道条例の一部改正について。

吉岐市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出です。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第16条に排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準。

3ページの第20条には、終末処理場の維持管理に関する基準を定めております。

4ページをお開きください。

この条例は平成25年4月1日から施行しますが、経過措置を設けております。

続きまして、議案第17号吉岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

吉岐市市道の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出です。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨として市道を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的な技術基準を定めるものとしております。

第4条には車線などについて。

5ページをお願いします。第13条には、曲線半径について。

8ページをお願いします。8ページの第22条には横断勾配について。

それから12ページをお願いします。12ページの第37条には歩行者専用道路について。技術的な基準をそれぞれ定めております。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、経過措置を設けております。

続きまして、議案第18号吉岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について。

吉岐市道路標識の寸法を定める条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨としまして、市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について必要な事項を定めるとしております。

第3条には、標識の寸法は別紙のとおりとしまして、2ページ以降に図示しております。

この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号吉岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

吉岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、この規定に基づきまして市が管理する道路の移動等円滑化基準を定めるものとしております。

第4条には歩道の有効幅員を、2ページの第6条には勾配を定めております。

ページが飛びますが、11ページをお開きください。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、記載のとおり経過措置を設けております。

続きまして、議案第20号吉岐市河川管理施設等構造条例の制定について。

吉岐市河川管理施設等構造条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨としまして、河川管理施設または河川法の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、その他の主要なものの構造について河川管理上、必要とされる一般的な技術基準を定めるものとしております。

2ページからは第2章としまして、堤防の構造を。

それから5ページをお願いします。第3章としまして床止めの構造を。

それから6ページをお願いします。第4章として堰の構造を、以降、各章ごとに水門及び樋門、橋、伏せ越しの構造などについて定めております。

15ページをお開きください。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、記載のとおり経過措置を設けております。

続きまして、議案第21号吉岐市営住宅条例の一部改正について。

吉岐市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第3条の2に整備基準としまして、市営住宅及び共同施設はその周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように配慮して整備するものとする内容などを定め、入居者資格の要件などについては、これまでに政令に規定する金額などとしておりました。この内容を条例で定めることになりましたので、第6条に具体的に定めております。

2ページには、附則としまして施行期日と経過措置を記しております。

続きまして、議案第22号吉岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

吉岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案の理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第4条には、利益の処分としまして毎事業年度利益を生じた場合における利益の処分について、条例の定めるところにより処理することができる点を、それから第10条には水道の布設工事及び布設工事監督者の資格を、4ページの第11条には水道技術管理者の資格について具体的に定めております。

5ページには、附則としましてこの条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第23号吉岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について。

吉岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第4条に水道の工事及び布設工事監督者の資格要件を。

それから、2ページの第5条には水道技術管理者の資格などについて具体的に定めております。

3ページには、附則としましてこの条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上が議案第13号から議案第23号までの説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

病院部長（左野 健治君） それでは、議案第24号から26号について御説明いたします。

議案第24号吉岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

吉岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成25年4月1日にかたばる病院を休止し、吉岐市民病院に機能統合することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

吉岐市病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表では40ページでございます。

現行ではそれぞれ表記しておりました市民病院、かたばる病院の診療科目を今回、病院事業として診療科目を整理いたしております。診療科目の変更はございません。

3項の病床数でございます。一般病床120床、療養病床48床、精神病床を70床を50床に削減。感染症病床4床、結核病床6床として、全体では228床の許可病床となります。

附則として、この条例は25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第25号吉岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について御説明いたします。

吉岐市病院事業使用料及び手数料条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成25年4月1日にかたばる病院を休止し、吉岐市民病院に機能統合することに伴い、条文の整理が必要になりましたので全部の改正を行うものでございます。

吉岐市民病院及びかたばる病院の診療費、使用料及び手数料徴収条例の題名を「吉岐市病院事業使用料及び手数料条例」に改め、吉岐市民病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例で定めている市民病院の売店施設使用料2万円については、別表第1に施設の附属設備等に追加して、吉岐市民病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例は廃止するものでございます。使用料の改正はございません。

附則といたしまして、第1項としてこの条例は25年4月1日から施行しようとするものでございます。附則第2項で吉岐市民病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例の廃止を、3項では経過措置を設けております。

次に、議案第26号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍等に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表は42ページでございます。

題名及び本文中の「壱岐市民病院及びかたばる病院」の字句を「壱岐市病院事業」に改めます。

また、本文中の「事業所長」の字句の「病院長」に改めます。

5条について、宿舍の貸与についての内容を整理いたしております。

9条は字句を改めております。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

かたばる病院の休止という表現の仕方につきまして、かたばる病院につきましては10年間の病院の用に供する資産として国との無償譲渡契約を提携いたしております。期限は26年2月28日までとなっております。今回、1年前でのかたばる病院を機能統合ということで、国との協議の中で休止をもって10年間譲渡財産については処分を行わないということで国との協議が終わりましたので、そのような休止という取り扱いをいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

消防長（小川 聖治君） 議案第27号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が公布され、火薬類取締法の知事の権限に属する事務の一部が壱岐市に移譲されたことに伴い、壱岐市消防関係手数料条例の所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例で、主な改正は第3条の次に次の1条を加える。第3条の2、事務手数料、火薬類取締法に関する事務については、その区分に応じ、別表第

3に定める手数料を納付しなければならない。別表第3は次の2ページから4ページに記載しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

別紙資料1、議案関係資料の45ページから49ページにかけ、本条例の新旧対照表を添付しておりますので御参照お願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

〔教育次長（堤 賢治君） 登壇〕

教育次長（堤 賢治君） 議案第28号について御説明を申し上げます。

公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて。

壱岐市立盈科小学校の土地を下記のとおり長期かつ独占的に利用させる。本日の提出でございます。

今回、長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分教室の小中学部増設に伴いまして、このたび長崎県知事より行政財産の使用許可申請書が提出をされました。壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の第2条で掲げられております公の施設について1年を超える期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは議会の議決を得る必要があることから、ここに提案をさせていただいております。

対象の区域といたしまして、次のページに図面でお示しをいたしております。盈科小学校校舎背後の学校用地100.38平方メートルでございます。桃色の部分でございます。ちなみに黄色の部分は平成19年3月市議会定例会で議決をいただきまして、現在、使用許可をいたしている部分でございます。

利用者は長崎県知事。利用期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日といたしておりますが、解除の申し出がない限り、同一条件をもって1年間更新するものとし、その以降も同様といたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔教育次長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 議案第29号から議案第32号まで続けて提案をいたします。

それでは、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですけれども、名称は壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地。2の指定管理者ですが、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第30号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですが、名称は壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや、位置は壱岐市勝本町大久保触1736番地2。2の指定管理者ですが、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第31号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですが、名称は壱岐市芦辺町クリオリーライフセンターつばさ、位置は壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地。2の指定管理者ですが、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市芦辺町クリオリーライフセンターつばさの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですが、名称は壱岐市石田町総合福祉センター、位置は壱岐市石田町石田西触1486番地1。2の指定管理者ですが、同じく壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第33号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、公の施設の名称及び位置でございますが、名称はへい死獣畜一時保管処理施設。位置としまして郷ノ浦町坪触3195番地。2の指定管理者でございますが、吉岐市郷ノ浦町東触560番地、吉岐市農業協同組合代表理事組合長川崎裕司であります。3の指定期間でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしまして、へい死獣畜一時保管処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第34号から議案第36号について御説明させていただきます。

議案第34号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものでございます。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置につきましては、名称、勝本総合運動公園、場所、吉岐市勝本町新城西触1645番地。2、指定管理者は吉岐市勝本町新城西触1645番地、株式会社吉岐カントリー倶楽部、代表取締役辻川更司氏であります。3、指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第35号市道路線の認定について御説明いたします。

市道路線を別紙のとおり認定するものでございます。本日の提出でございます。

提案理由は、市道として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページには認定路線調書を記載しておりまして、この2路線を認定するものでございます。

次のページからはそれぞれの路線の所在地及び延長などを記した図面を添付しております。

この2路線は、県事業によります今井崎並びに立石川砂防工事の建設地の仮設道路を市道とし

て受け入れるために今回提案するものでございます。

続きまして、議案第36号市道路線の廃止について。

市道路線を別紙のとおり廃止するものでございます。本日の提出でございます。

提案の理由は、市道として一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページには廃止路線調書を記載しており、この2路線について廃止するものでございます。

次のページからはそれぞれの廃止路線の所在地、並びに延長などを記載した図面を添付しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第37号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億8,186万5,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

繰越明許費。第2条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正。第3条債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正。第4条地方債の追加、変更は、第4表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

次に、2、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費。2款総務費1項総務管理費の過疎集落等自立再生緊急対策事業外20件の事業、総額15億8,710万8,000円を、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上いたしております。

次に、5ページの第3表債務負担行為補正、1、追加は平成24年度の中小企業振興資金貸付

金 910 万円にかかる保証料補助金について、当初保証料補助金は一括払いとしておりましたが、信用保証協会のシステム変更に伴い分割払いとなったために、25 年度以降の限度額 12 万 1,000 円を債務負担行為するものであります。

次に 6、7 ページをお開き願います。

第 4 表地方債補正、1、追加、教育債は今回国の平成 24 年度復興予備費にかかる小中学校の耐震化事業の前倒しにより、緊急防災・減災事業債分として限度額 6,880 万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2、変更、6 ページでございます。辺地対策事業債、過疎対策事業債につきましては実績見込みによりそれぞれ減額をいたしております。

7 ページの農林水産業債 8,040 万円を 1 億 7,010 万円に、これにつきましては国の補正予算による地域水産物供給基盤整備事業及び農業基盤整備促進事業の地方負担分について、公共事業等債補正予算分につきましては 8,970 万円を増額しております。

次に、土木債 5,100 万円を 9,210 万円に、これも国の補正予算による社会資本整備総合事業及び準用河川整備事業の地方負担分につきまして、公共事業等債補正予算分 4,110 万円を増額しております。

次に、事項別明細書により主なものについて御説明をいたします。

今回の補正は、国の補正予算に伴う 25 年度事業の前倒しなどによる追加補正を行っております。また、入札執行等による事業費減額及び事業執行の不用額につきまして減額補正をいたしており、またそれらに伴う特定財源につきまして補正を行っております。

14、15 ページをお開き願います。

歳入の主なものについて御説明いたします。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金、離島活性化事業費補助金は、離島における輸送費用の低廉化等地域活性化の推進に資する事業費補助金の創設に伴い、島外への出荷農水産物のうち戦略品目 2 品目分について、2 月中旬から 3 月末までの海上輸送運賃見込みの 4 分の 1 につきまして 250 万 2,000 円を追加いたしております。

次に、15 款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金 1 節災害救助費求償交付金 97 万 1,000 円でございますが、災害救助法第 35 条に規定する求償費として、平成 23 年度に福島県二本松市へ保健師等を派遣した際の経費といたしまして、県から交付されるものでございます。

次に、16、17 ページをお開き願います。

17 款寄附金、教育振興指定寄附金 100 万円は、渡良小学校への教育振興に対する指定寄附の申し出があり、渡良小学校の分の教育振興基金へ積み立てをいたしまして、今後の渡良小学校

の教育振興へ活用する予定でございます。

次に、20款諸収入4項雑入、派遣職員人件費等負担金733万1,000円については、地方自治法第252条の17に規定する負担金として、24年度に福島県楡葉町へ派遣している職員の人件費等について楡葉町より受け入れるものでございます。

次に、21款市債につきましては、6から8ページの第4表地方債補正の追加変更で説明いたしましたとおりでございます。

次に、歳出については、別紙資料2の平成24年度2月補正予算案概要で御説明をいたします。資料2の2から3ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費3目財政管理費25節積立金4億円は、入札執行等による一般財源の不用額分を後年度における公債費償還財源として減債基金へ追加積み立てをいたしております。

次に、6目企画費、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金2,097万5,000円は、国の補正予算で過疎地域等の資源や、地場産業を積極的に活用して地域の活性化を図る目的で、那賀地区において吉岐柚子生産組合が中心となり6次産業化の推進として、柚子加工品のブランド化及び加工場整備について全額国費により実施するものであります。

次の地域経済循環創造事業補助金1,870万円も、国の補正予算に伴うもので、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者が事業化段階で必要となる経費について助成するもので、吉岐ビジョン株式会社が計画している吉岐の恵み通販事業について、設備投資費及び経常経費から販売手数料等を差し引いた全額を国費により実施するものであります。

次に6、7ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項農業費5目農地費、農業基盤整備促進事業3,200万円は、国の補正予算で既に農地の区画が整備されている地域におきまして農地・農業水利施設の整備を実施し、生産効率を高めるため、今回、芦辺北部土地改良区内ほか2地区において排水路及び用水路の改修を行うものでございます。国、県あわせて7割の補助となっております。

次に8、9ページをお開き願います。

3項水産業費4目漁港漁場整備費水産基盤整備事業は、国の補正予算で八幡浦漁港外防波堤について25年度予定事業の前倒しとなり、事業費4億5,000万9,000円、国費8割、県1.75%の補助を受け、補助残につきまして公共事業等債補正予算分を充当しております。

次に、10、11ページをお開き願います。

7款土木費2項道路橋梁費3目道路橋梁新設改良費は、国の補正予算で笹子トンネル崩落事故を受けまして、道路・トンネルの緊急点検調査及び老朽化した幹線道路の舗装補修を実施するため、事業費1億90万円、国費7割補助を受け、補助残につきまして公共事業等債補正予算分を

充当いたしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

9款教育費2項小学校費及び3項中学校費で、国の24年度復興予備費を活用し、小中学校体育館の耐震補強等改修事業につきましては、25年度事業の前倒し補正を行っております。小学校につきましては盈科、勝本、霞翠小学校の体育館につきまして事業費1億4,601万4,000円。勝本中学校体育館につきましては事業費9,635万6,000円を予算計上しております。

以上が、24年度一般会計補正予算(第8号)の主な事業でございます。いずれも国の交付決定後の実施で翌年度への繰越明許費についても計上いたしております。

次に、資料2の16ページ以降に基金の状況、見込み額及び繰越明許費の詳細につきまして記載のとおりでございます。

次に、補正予算書に戻っていただいて、42ページから44ページに給与費明細書を、最後の45ページに地方債の見込みに関する調書について記載のとおりでございます。地方債の24年度末現在高見込み額が297億7,960万7,000円となります。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長(西原 辰也君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長(斉藤 和秀君) 登壇〕

保健環境部長(斉藤 和秀君) 議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,552万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,133万3,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,755万3,000円とする。

2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項国民健康保険税の一般被保険者健康保険税につきましては、決算見込みにより500万円の減額補正をいたしております。2の退職被保険者等健康保険税の880万円の減につきましても決算見込みによるものでございます。

4 款の国庫支出金 1 項国庫負担金及び 2 項国庫補助金につきましては、決算見込みにあわせて増額をいたしております。

5 款県支出金 1 項県負担金につきましても実績により増額をいたしております。

10 ページ、11 ページをお開きください。

6 款療養給付費交付金については、2,348 万 9,000 円。

8 款共同事業交付金につきましても 7,638 万 4,000 円と、それぞれ実績により増額をいたしております。

10 款繰入金 1 項一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金の決定により 663 万 8,000 円の減額、財政安定化支援事業繰入金につきましては 3,961 万 4,000 円の増額をいたしております。

12 ページ、13 ページをお開きください。

歳出ですが、1 款 1 項総務管理費 13 節委託料の 195 万 6,000 円の減額は、システム改修業務の執行残を減額しております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費の 7,000 万円の増額は、一般被保険者療養給付費の増によるものでございます。2 項高額療養費につきましては、実績により増額をいたしております。

14 ページ、15 ページをお開きください。

7 款共同事業拠出金の高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績より 5,965 万 3,000 円を増額をいたしております。

8 款 1 項特定健康診査等事業費の減額につきましては、健康診査の実績見込みにより減額をいたしております。

18 ページ、19 ページをお開きください。

直営診療施設勘定でございますが、医療機器のデジタル超音波検査装置が国民健康保険調整交付金の対象となったため、45 万 4,000 円を事業勘定繰入金として繰り入れ、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上で、議案第 38 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 39 号平成 24 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

平成 24 年度吉崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 133 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 9,793 万円とする。

2 項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入の3款国庫支出金、介護保険事業費補助金については、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業が補助対象となったため90万円の増額でございます。その関係で7款の繰入金、一般会計繰入金から同額を減額しております。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、3款2項包括的支援事業・任意事業費77万9,000円の増は、相談事業件数の増によるものでございます。

6款1項償還金及び還付加算金の増は、20年度介護従事者処遇改善臨時特例交付金の精算による返納金によるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第40号平成24年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成24年度吉崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,974万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,548万3,000円とします。

2項及び第2条並びに第3条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページから3ページには歳入歳出予算補正を。

4ページには第2表としまして繰越明許費を記載しております。

第2款施設整備費として、湯本浦地区と石田地区簡易水道施設整備事業について、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費といたしまして、合計1億4,355万6,000円を計上しております。

5ページには地方債補正を。

7から9ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございますが、3款国庫支出金で6,630万3,000円。5款繰越金で前年度繰越金109万7,000円と、7款市債で簡易水道事業債6,630万円を増額補正し、4款一般会計繰入金で395万5,000円を減額補正しております。

次に、12から13ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款総務費の2目施設管理費で水道管布設替補償工事としまして234万4,000円を減額し、男女岳ダム管理としまして負担金を28万6,000円増額補正しております。

2款1目簡易水道施設整備事業費で1億3,180万3,000円の増額としまして、歳入総額で1億2,974万5,000円の増額としております。

主な補正の内容は、湯本浦地区と石田地区簡易水道施設整備事業につきまして国によります24年度補正予算で25年度施行予定箇所の前倒しの増額補正をしております。いずれも翌年度への繰越明許費の議決後に実施することになります。また、市道改良事業に伴います水道管布設がえ工事費の減額及び男女岳ダム情報基盤整備負担金の追加補正をしております。

続きまして、議案第41号平成24年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度吉崎市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,369万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,159万5,000円とします。

2項及び第2条並びに第3条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2から3ページには歳入歳出予算補正を、4ページには第2表繰越明許費を記載しており、1款下水道事業費として公共下水道事業4,900万円、2款漁業集落排水整備事業費として2,700万円の合計7,600万円を計上しております。

これは主としまして国の追加補正予算に伴うものでございまして、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

5ページには地方債補正を、7から9ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございますが、3款国庫支出金の公共下水道事業費補助金1,500万円。4款県支出金の漁業集落排水整備事業費補助金1,200万円、8款市債の下水道事業債2,150万円の増額と5款繰入金で1,481万円の減額補正をし、歳入総額3,369万円の増額補正としております。

次に12から13ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款1目の施設整備費で3,000万円の増額と、2款漁業集落排水整備事業費1項管理費で1,631万円の減額、2項施設整備費で2,000万円の増額としまして、歳出総額で3,369万円の増額補正としております。

主な補正の内容は、公共下水道事業及び漁業集落排水整備事業について、国によります平成

24年度補正予算で25年度施行予定箇所の前倒しの増額補正を行っております。いずれも翌年度への繰越明許費の議決後に実施することになります。

また、芦辺浦地区漁業集落排水整備の下水道加入補助金を実績によりまして減額補正しております。

以上でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

午後2時05分休憩

.....
午後2時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ208億1,900万円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

地方債。第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。

一時借入金。第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は40億円と定めるものであります。

歳出予算の流用。第5条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は第1項第1号に定めるとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、第1表歳入歳出予算の2ページから5ページに記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は、平成25年度以降に発生する債務負担行為の18件で内容は記載のと

おりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債で、平成25年度に借り入れるもので起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は28億1,940万円でございます。

それでは、事項別明細書により主要分について御説明をいたします。

本年度予算規模は、208億1,900万円に対前年度比17億900万円、8.9%の増であります。

12ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明をいたします。

1款市税1項市民税は8億4,656万7,000円で対前年度比4,674万6,000円の増で、個人市民税におきまして年少扶養控除の廃止等による増額となっております。2項固定資産税は9億9,354万4,000円で対前年度比1,403万1,000円の増で、これは芦辺町全域の地積調査が平成24年度に登記完了したことに伴い課税地積を登記地積へ修正、土地地積の増の分を考慮いたしまして予算計上しております。

次に16ページをお開き願います。

10款地方交付税は24年度の交付実績及び国の地方財政計画における交付税の伸び率等を見込み、対前年度比4億2,692万7,000円を増額し、98億9,151万5,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお開き願います。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金離島活性化交付金は、25年度から全面施行される改正離島振興法で新たに創設されたもので、離島交流中学生野球大会へ2分の1、1,750万円及び離島輸送コスト支援事業に戦略品目2品目分の3分の1、2,879万1,000円、あわせて4,629万1,000円を計上しております。

次に32ページをお開き願います。

15款県支出金2項県補助金、5項商工費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金は、市内遺跡の発掘調査事業及び原の辻遺跡管理運営活用事業に新規雇用者28人を予定しており、10分の10の補助金1,575万円を予算計上しております。

次に、36ページをお開き願います。

16款財産収入2項財産売払収入、アワビ種苗売払収入3,498万3,000円については、全額を栽培漁業振興基金積立金の財源といたしております。

次に、18款繰入金2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は財源不足について2億円を取り崩し、財源の確保をいたしております。

次に、減債基金繰入金は、繰り上げ償還の財源に3億円、地域振興基金繰入金は消防庁舎建設事業等の財源に5,000万円、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金はしま共通地域通貨発行事業や配食サービス事業等の財源に2億3,310万円を、それぞれ充当しております。

次に、38ページをお開き願います。

ふるさと応援基金繰入金は、ふれあい交流事業及び障害者(児)交通費助成事業並びに森林病虫害防除事業等の財源に300万円。

次に、栽培漁業振興基金繰入金はアワビ種苗センター管理経費に2,000万円、沿岸漁業振興基金繰入金は漁獲安定対策及び漁船漁業近代化対策事業等に3,000万円を、それぞれ財源充当しております。

次に、44ページをお開き願います。

21款市債1項市債1目辺地対策事業債は、市道有安本線道路改良事業ほか、10事業に対し1億9,060万円を計上しております。2目過疎対策事業債はハード事業分で、市民病院医療機器整備事業ほか9事業に対し2億7,150万円、ソフト事業分で離島輸送コスト支援事業ほか15事業に対し3億5,540万円を計上しております。4目合併特例事業債は消防庁舎建設消防救急無線デジタル化及び消防指令台整備事業、旧廃棄物処理施設跡地整備事業、校舎等耐震補強等工事に12億5,760万円を計上しております。

また、財源不足に対処するために5目臨時財政対策債7億円を計上しております。

次に、歳出については、資料3の平成25年度当初予算案概要の主要事業により主なもののみ御説明させていただきます。

資料3、25年当初予算案概要の4ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、合併記念式典開催費は平成26年3月1日に合併10周年の記念式典開催経費及び記念誌印刷費等について692万4,000円を計上しております。

次に、6目企画費、離島交流事業は全国の離島を対象に交流を深めるため離島交流中学生野球大会、通称離島甲子園を25年度吉崎市で開催することと決定しているため、地元開催経費3,650万円を計上しております。

また、ふれあい交流事業としてお見合いイベント及び福岡での婚活イベント参加者への補助等、昨年に引き続き婚活事業へ350万円を計上しております。

次に、6ページをお開き願います。

地域おこし協力隊事業は、人口減少や高齢化等の進行する地域において都市の人材を積極的に誘致し、地域力の維持、強化を図る目的で地域づくりに意欲的な地域おこし協力隊員4名を募集し、観光情報の発信、地産地消の推進、地域特産品のPR、新規開発、商品デザイン及び海女の

後継者育成などの地域協力活動に従事してもらうこととしており、3年間にわたる活動を予定しております。

なお、おおむね3年間は特別交付税措置がある予定で、今回、報酬、活動費等事業費1,876万円を予算計上しております。

次に、8ページをお開き願います。

4項選挙費は平成25年度に実施される参議院議員選挙費2,022万7,000円、市議会議員選挙費1,895万5,000円、農業委員会委員選挙費477万8,000円、県知事選挙費1,647万円をそれぞれ計上いたしております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、障害者(児)交通費助成事業は、新規事業で障がい者及び介護者が、市外施設へ入退所及び面会等のため公共の交通機関を利用した場合に、交通費の2分の1の助成金193万9,000円を計上いたしております。

次に、18ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費4目病院費、病院事業会計繰出金について、建設改良費等の過疎債充当分を含めて医師確保対策、新体制移行に要する経費について7億1,578万7,000円の繰出金を計上しております。

次に、24ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、離島輸送コスト支援事業は、農水産物の輸送コストの低減を図り、産地間競争力を高め、農漁業者の生産意欲の向上を図るため、島外への出荷の農水産物の海上輸送運賃について25年度から戦略製品の2品目について国の3分の1の離島活性化交付金が活用できることから、補助率を24年度の2分の1から3分の2にかさ上げをし、市の負担分の3分の1について過疎債ソフト分を充当することとしております。農産物について3,269万1,000円、水産物については資料32ページに記載をしております4,473万4,000円を予算計上しております。

なお、戦略製品の2品目分について過疎債ソフト分の後年度償還費に対しては7割が交付税措置をされることから、市の実質負担分の3割のうち県が2分の1、15%分を補助する予定となっております。

次に、34ページをお開き願います。

6款商工費1項商工費2目商工振興費、食関係イベント事業は壱岐の食材を活用した大衆料理や名物料理等の認知度の向上を図り、壱岐製品の消費拡大や誘客促進につなげるイベントとして壱岐市食材祭り実施経費100万円を計上しております。

次に、しま共通地域通貨発行事業は離島過疎市町共通のプレミアムつきの共通商品券、しま共通地域通貨「しまとく通貨」でございますが、25年4月に発行し、離島過疎市町のPR及び誘

客消費促進につなげて産業振興や交流人口の拡大に寄与することとし、20%のプレミアム分である6億円相当分を23年度の観光消費額の割合をもとに各市町で負担をするものでございます。事業費として1億6,040万円を予算計上いたしております。

財源は過疎債ソフト分を全額起債をいたしまして、一旦過疎地域自立促進事業基金へ積み立て、発行委員会へ事業委託をするために基金から取り崩し、拠出をする予定であります。

なお、過疎債ソフト分の後年度償還費に対しては、離島輸送コスト支援事業と同様市の実質負担分の3割のうち県が2分の1、15%分を補助する予定となっております。

次に、40ページをお開き願います。

7款土木費5項都市計画費1目都市計画総務費、景観計画策定業務800万円は、吉崎市総合計画においてまちづくりの方向性として掲げる自然を生かした環境にやさしいまちづくりの実現を景観づくりの面から推進するため、景観計画を策定するものでございます。

次に、42ページをお開き願います。

7項住宅費1目住宅管理費、安全・安心な住環境づくり支援事業は、新規事業で市内の建設業者に発注をして、30万円以上の住宅リフォームを行う方にその工事費用の一部を補助し、地域経済の活性化と良好な住環境づくりを促進するため補助率10分の1、補助金上限を20万円とし、事業費総額2,000万円を予算計上しております。

なお、事業期間について25年度から27年度までの3年間としております。

次に、8款消防費1項消防費1目常備消防費、消防庁舎建設事業について鉄筋コンクリートづくり2階建て延べ面積1,481平方メートルを現庁舎の東側に建設するもので、事業費4億6,698万円を予算計上しております。

次に消防救急無線デジタル化整備事業は、電波法改正により現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行するため事業費5億2,749万円を計上しております。

次に、消防指令台整備事業は、現消防指令台は設置後11年を経過し、非常電源及び機器内の制御ソフト等の更新が必要となっており、消防庁舎建設にあわせて事業費2億287万円を予算計上しております。

次に、50ページをお開き願います。

9款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、第69回国民体育大会推進費については、吉崎市開催のソフトボール及び自転車競技について本年度リハーサル大会の開催経費及び市民運動推進費として、事業費9,542万5,000円を予算計上しております。

以上が25年度の主な事業でございます。

次に、予算にかかる調書については予算書226ページから231ページに給与費明細書を、また債務負担行為に関する調書は232ページから241ページに記載のとおりでございます。

地方債に関する調書は最後の242ページに記載のとおりで、平成25年度末地方債現在高見込み額は295億4,862万3,000円となります。

以上で、議案第42号平成25年度吉崎市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第43号平成25年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億8,049万5,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,503万1,000円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。3条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

それでは歳入について御説明させていただきます。

1款1項でございますが、1目一般被保険者健康保険税7億9,572万9,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税7,514万2,000円を計上いたしております。保険税につきましては平成24年度決算見込み額で計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

4款1項国庫負担金1目療養給付費等負担金につきましては、32%の負担額9億1,201万8,000円を計上いたしております。4款2項国庫補助金1項財政調整交付金につきましては4億8,756万6,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開きください。

5款2項県補助金でございますが、財政調整交付金2億3,165万円を見込んでおります。

6款1項療養給付費交付金ですが、退職者医療費交付金といたしまして2億6,659万3,000円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金でございますが、8億1,985万4,000円を見込んでおります。

8款1項共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございますが、これにつきましては国保財政安定化を図るため、県国保連合会から1件当たり80万円を超える分の合算額の59%が交付されることになっております。2目の保険財政共同安定化事業交付金は1件当たり30万円

を超えるものの、80万円までの合算額に対して同じく59%交付されることになっております。

10款1項一般会計繰入金につきましては、繰り入れ基準に基づいた法定分2億6,383万3,000円に加えまして、法定外繰り入れといたしまして施政方針でも御説明いたしましたとおり、長引く経済不況を反映した所得の減少、高齢化の進展、医療の高度化など国保財政は厳しい状況が続いておりますので、昨年同様の2億円に乳幼児福祉医療現物給付の国庫補助減収分を含めまして2億158万8,000円を計上いたしております。

続きまして18ページ、19ページをお願いします。

歳出について御説明申し上げます。1款1項総務管理費につきましては、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費25億2,600万円を計上いたしております。

22、23ページをお開きください。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3億7,800万円を計上いたしております。

4項出産育児一時金につきましては42万円の65人分を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開きください。

3款から6款につきましては、現時点で国が示した算定方法に基づいて計上いたしております。

3款1項後期高齢者支援金ですが、5億5,510万3,000円、1人当たり5万2,714円が示され、昨年より3,217円の増加をいたしております。

次に、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担分で1人当たり5万8,700円が示され、昨年より2,300円が増加いたしておりますので、2億6,588万1,000円を計上いたしております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは30万円から80万円未満が基本となっております。今年度は6億898万5,000円を計上いたしております。

26ページから29ページ。

8款保健事業費、特定健康診査等事業費を計上いたしております。

32ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、これはレセプト点検職員2名分と運営協議会委員報酬12名分にかかるものでございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、34ページから45ページに診療施設勘定予算を計上いたしております。

以上で、議案43号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号平成25年度吉野市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度吉野市後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,592万円と定める。
2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、25年度は据え置きで所得割8.23%、均等割4万4,600円としまして、1億5,741万3,000円を計上いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保健基盤安定分の繰り入れとあわせて1億3,600万3,000円を計上いたしております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、2億9,082万1,000円を計上いたしております。

内訳といたしまして、保険料が1億5,740万1,000円、保険基盤安定分が1億2,180万8,000円、共通経費事務負担分が1,161万2,000円となっております。

これで議案第44号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第45号平成25年度吉野市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度吉野市介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億7,473万3,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,016万円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の借入れ額の最高額は2億円と定める。第3条につきましては記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

1款1項介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして特別徴収、普通徴収、滞納繰越分をあわせて4億7,954万6,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の介護サービス諸費に対応するもので、5億2,770万6,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、2億9,844万7,000円として通

常は交付率5%のところですが、格差是正による後期高齢者の加入割合で本年度は10.39%の額を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金でございますが、支払基金から交付されるものでございます。本年度の交付率は29%となっております、8億6,324万4,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、4億2,509万7,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防費、包括委任分事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて4億4,550万円を繰り入れております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出でございますが、下段の1款総務費3項介護認定審査会費につきましては、14ページから17ページに記載しておりますが、審査会費並びに認定調査にかかる経費3,114万3,000円を計上いたしております。

16ページ、17ページをお願いします。

2款介護給付費1項介護サービス諸費といたしまして、28億6,800万円を計上いたしております。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

2款3項高額介護サービス費でございますが、6,000万円を計上いたしております。

3款1項介護予防事業費といたしまして6,160万9,000円を計上いたしております。要介護にならないための事業でございます、介護予防実態調査分析事業、特定高齢者通所事業、介護予防教室、2次予防通所事業などを行うものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

3款2項包括的支援事業、任意事業費でございますが、介護相談、家庭訪問、訪問指導等で4,546万円を計上いたしております。平成24年度において高齢者見守り支援事業としまして、独居高齢者等の安否確認によりとじこもりや孤独死等を防止するとともに、高齢者が地域とつながりを保ちつつ、安心して自立した生活を送れるよう支援するための事業をモデル事業として実施してはりましたが、本年度から本格的に実施をいたします。なお、相談事業につきましては社会福祉協議会へ委託をいたしております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。要支援1、要支援2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,427万1,000円を計上いたしております。

2 款 1 項繰入金、一般会計繰入金ですが、嘱託職員人件費相当額を繰り入れております。

3 8 ページ、3 9 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款 1 項総務管理費は事務的経費でございます。

以上で議案第 4 5 号について御説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第 4 6 号平成 2 5 年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算。

平成 2 5 年度吉崎市簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 8 4 万 1, 0 0 0 円と定めます。2 項及び第 2 条は記載のとおりでございます。

一時借入金、第 3 条地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 3 億円と定めます。本日の提出でございます。

8 から 9 ページをお開きください。

2、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は新規加入者を 5 0 件予定しておりまして 2 0 8 万円を計上しております。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目簡易水道使用料は現年度分を 4 億 8 2 万円。滞納繰越分を 3 4 3 万 3, 0 0 0 円計上しております。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金は 2 4 年度と同様に、湯本浦地区と石田地区の簡易水道施設整備事業費の 2 分の 1 が補助になりますので、8, 0 4 9 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

4 款繰入金は一般会計から 2 億 6, 5 2 1 万円を計上しております。

1 0 から 1 1 ページをお開きください。

6 款諸収入 2 項雑入は主に市道改良工事によります水道移転補償金でございまして、7 9 0 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

7 款市債は補助事業で整備しております湯本浦と石田地区の補助残の 2 分の 1 を簡易水道事業債に充て、4, 0 2 0 万円を計上しております。

1 2 から 1 3 ページをお開きください。

3、歳出でございます。

1 款総務費 1 目一般管理費の 1 3 節委託料は量水器検針業務、資産台帳作成業務、簡易水道統合事業に向けての施設の耐震診断、水質検査などの経費を計上しております。

14から15ページをお開きください。

2目施設管理費13節委託料は漏水調査業務、施設清掃業務などの経費を計上しております。

15節工事請負費は施設改修工事、市道改良工事に伴います水道管の布設替え工事などの経費を計上しております。

16から17ページをお開きください。

2款施設整備費1項簡易水道施設整備費は、湯本浦と石田地区の簡易水道事業施設整備事業に伴う経費を計上しております。

19から23ページには給与費明細書を、24ページには地方債の当該年度分の現在見込み残高などを掲載しております。

続きまして、議案第47号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算。

平成25年度壱岐市下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,004万円と定めます。

2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりでございます。

一時借入金、第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は3億円と定めます。第5条は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料は現年度分の公共下水道事業と漁業集落分の5,003万7,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を計上しております。

4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金を計上しております。

12から13ページをお開きください。

8款市債は公共下水道及び漁業集落分を計上しております。

次のページをお開きください。

3、歳出でございます。

1款下水道事業費2目施設管理費13節委託料には、施設管理業務費などを計上しております。

16から17ページをお開きください。

2項施設整備費1目施設整備費は、公共下水道事業でありまして、片原地区などの污水管付設工事や污水管の埋設部の路面復旧工事などの経費を計上しております。

18から19ページをお開きください。

2款漁業集落排水整備事業1項管理費1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金は下水道加入に伴います補助金などを計上しております。2目施設管理費13節委託料は、山崎、恵美須、

芦辺の施設管理業務などを計上しております。

20から21ページをお開きください。

2項施設整備費は、芦辺地区の污水管付設やマンホールポンプ場整備工事費などの経費を計上しております。

25から29ページには給与費明細書を記載しております。

30ページには債務負担行為の限度額を記載しております。

以上で、議案第46号と第47号に关します説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 議案第48号平成25年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について御説明をいたします。

平成25年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,607万円と定める。

2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。歳出予算の流用、第3条につきましては記載のとおりであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願ひます。

2ページから3ページにつきましては、歳入歳出予算でございます。

次に、5ページから7ページは歳入歳出予算事項別明細書でございます。

次に、8ページをお開き願ひます。

歳入の1目介護サービス費の3億4,950万2,000円は、施設入所者の介護サービス短期入所介護サービス並びにデイサービスの通所介護報酬等の収入でございます。

次の2目の5,787万4,000円は、施設入所者短期入所者並びに通所介護利用者の個人負担金の収入でございます。

次に、10ページをお開き願ひます。

7款の基金繰入金につきましては、地質調査委託料の財源として老人福祉施設整備基金からの繰入金でございます。

次に、14ページをお開き願ひます。

歳出の1款1項1目事務費の13節委託料は、施設管理運営に必要な業務委託費でございます。

また、その内、特養ホーム建設候補地の地質調査委託料として584万1,000円を計上いたしております。

次に、16ページをお開き願います。

14節の物品借上料につきましては、寝具類のリース料でございます。18節の備品購入費220万円につきましては、入所者のレントゲン撮影用カセット及び床ずれ防止のためのエアーマットや寝具類の運搬のためのリネン車購入費等でございます。

次に、18ページをお開き願います。

1目の通所介護サービス事業費11節から以下につきましては施設管理運営に伴う経費等でございます。

次に、15節工事請負費160万円につきましては、デイサービス施設ホール内の空調設備が修理不能なためにエアコン取りかえのために改修工事費を計上いたしております。

次に、18節の備品購入費335万円につきましては、老朽化による新規車椅子送迎用のリフトワゴン車両の購入費として、そしてレクリエーション器具代などの購入費として計上をいたしております。

それと、次に23ページから28ページまでは給与費明細書及び手当などの関係でございます。

以上で、平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは議案第49号平成25年度三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成25年度壱岐市の三島航路事業特別会計予算は次の定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,461万4,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

第2条一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5,000万円と定める。本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,413万1,000円を計上いたしております。これは工事関係車両の航送料の減少によるものであります。

2 款国庫支出金及び3 款県支出金につきましては、昨年の説明の中で制度改正のため国、県の補助金が一括して交付されることになるため、県補助金は24 年度が最後との説明をいたしておりましたか、これを訂正させていただきます。国の補助金は平成24 年度より算定の方法が運航欠損額の事後的な補填方式から標準的な事業費等を前提とした事前算定方式への変更がなされたところではありますが、国、県の一括交付となりませんで、確定欠損額に対する国の補助金が満たない分の2 分の1 について県補助金として今後も継続して交付されることとなりましたので、25 年度におきましても県補助金を計上させていただいております。したがって、国庫補助金は6,263 万2,000 円、県補助金は540 万8,000 円を計上いたしております。県補助金につきましては計上年度の調整で前年度と比較して475 万6,000 円の減額となります。

4 款繰入金、一般会計からの繰入金は国、県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。繰入金につきましても県補助金の関係による増及び船舶使用料の減収見込みによる増並びに正規職員採用による経常経費の増額により、前年度より866 万円の増となります。

10 ページをお開きねがいます。

歳出について御説明申し上げます。

1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費は、経常的な経費でございます。船員関係については平成24 年10 月に船長代理として正規職員を採用しましたことから、海事職員4 人、嘱託職員2 人分を計上いたしております。24 年度当初予算では、新規採用予定者1 名分につきましては、半年分の人件費を計上しておりましたので、今年度は1 年間分の計上となり、人件費が増加した形となっております。

次に、12 ページをお願いいたします。

27 節公課費70 万円は消費税納付金でございます。

2 目業務管理費の11 節需用費の修繕料は1,887 万8,000 円でございますが、これは中間検査とドックにかかる修繕料でございます。それから、14 節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときの臨時船の用船料でございます。

2 款公債費でございますが、これは14 年度に建造いたしましたフェリーみしま分の、そして原島待合所の公債費の償還分でございます。

15 ページから19 ページにかけて給与費明細書でございます。

20 ページをお開き願います。

最後のページには地方債の当該年度末残高見込み額を2,958 万2,000 円計上いたしております。

以上で、議案第49 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第50号平成25年度吉崎市農業機械銀行特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

平成25年度吉崎市農業機械銀行特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,655万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出予算の事項別明細書の総括表で、歳入の分でございます。歳入総計は1億1,655万9,000円で、昨年と比較いたしますと、395万9,000円の増の計画を立てておるところでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出予算の明細書を掲載いたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。事項別明細書の2の歳入でございます。1款使用料及び手数料1目の使用料につきましては、本年度は7,278万5,000円の機械使用料の予定をいたしております。昨年からいたしますと、722万1,000円減の予定ですが、これは平成24年度の実績を中心に想定をいたしまして設定をいたしておるところでございます。

それから、3款繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、590万9,000円でございますが、これは嘱託職員3名分の人件費にかかります一般会計から2分の1の繰り入れの予定をいたしておるところでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。5款の諸収入でございますが、1目受託事業収入でございますが、3,746万5,000円を計上いたしております。昨年からいたしますと、1,081万3,000円の増で予定をいたしておりますが、これは大谷公園、あるいは建設部関係の市道の道路管理の分の増を予定をいたしておるところでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出、1款総務費でございます。1目の一般管理費でございますが、7節の賃金、一応今年は5,064万2,000円でございますが、これは昨年より375万2,000円の減額で予定をいたしております。これは後ほど出てきますが、シルバー人材センターに施設の清掃等のお願いをいたしておるわけですが、この支出を次に申し上げます12の役務費の一番下の人材派遣手数料360万円、こちらから支出というような財政との調整の関係で、減額となっておりますところでございます。

それから、27の公課費につきましては、消費税の313万8,000円、昨年よりも約100万円増となっておりますのでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。16ページにつきましては、給与費明細書を掲載いたしているところでございます。

以上、議案第50号につきまして説明を申し上げました。よろしく御審議のほど申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

病院部長（左野 健治君） 議案第51号平成25年度壱岐市病院事業会計予算について御説明いたします。

本年度は市民病院とかたばる病院の統合により、合算した予算編成をいたしております。

第1条、総則、平成25年度壱岐市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量を次のとおりといたします。

壱岐市民病院事業として、かたばる病院と統合により、壱岐市民病院事業の病床数は228床となります。内訳といたしまして、一般病床120床、精神病床50床、療養病床48床、感染症病床4床、結核病床6床でございます。

次に、年間患者数でございます。入院患者5万1,100人、外来患者8万9,060人を予定いたしております。1日当たりの平均患者数は、入院患者140人、外来患者365人でございます。

主な建設改良事業費といたしまして、固定資産購入費で医療器具等備品購入費1億9,535万3,000円を計上いたしております。施設整備事業費、無停電電源装置更新事業費2,978万3,000円を計上いたしております。

続いて、2ページをお開きください。第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。収入、事業収入として26億7,591万2,000円といたしております。支出、事業費用として27億3,333万8,000円といたしております。

4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。資本的収入が資本的支出に対し不足する5,752万1,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補填することで定めております。資本的収入といたしまして3億2,471万2,000円でございます。資本的支出といたしましては3億8,223万3,000円と定めております。

次に、第5条の企業債では、医療機器整備事業といたしまして5,860万円の限度額といたしております。起債の方法、利率等につきましては、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額といたしまして2億円と定めております。

7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めております。記載のとおりでございます。

8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費等について定めております。記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。第9条では、棚卸資産購入の限度額を定めております。

第10条では、重要な資産の取得につきましてそれぞれ記載のとおり定めております。

本日の提出でございます。

続いて、6ページをお開きください。平成25年度壱岐市民病院会計予算実施計画書、収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

本年度予算については、先ほど申しましたように合算した予算編成をいたしておりますので、各科目等とも前年度予定額との比較は増となっております。収入でございますけれども、壱岐市民病院事業の収益が2億7,591万2,000円で、前年度と比較しまして2億8,725万9,000円の増となっております。

1項医業収益2億1,480万9,000円で、前年度と比較しまして2億953万5,000円増となっております。3目その他医業収益として、主なものとして2節公衆衛生活動収益の健診事業の6,043万2,000円を計上いたしております。2項医業外収益2目の負担金交付金として4億9,967万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、7ページの支出につきましても、本年度予算につきましては統合予算で編成いたしておりますので、前年度予算と比較は増となっております。事業費用が2億7,333万8,000円で、前年度と比較しまして2億4,145万8,000円の増となっております。

1目の給与費の1節給料について、病院事業の職員数は前年度144名から14名減の130名で予算計上いたしております。3目経費の主なものとして15節委託料で、今年度から給食業務について委託するようになっています。4目減価償却費1億9,986万5,000円となっております。

続いて、9ページでございます。資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

資本的収入といたしましては、本年度3億2,471万2,000円で、昨年度と比較しまして1億3,204万1,000円の増となっております。主なものとして、4項補助金1目県補助金ですが、長崎県地域医療再生臨時特例基金事業によるマルチスライスCT及びマンモグラフィーの装置の購入補助金でございます。2目の他会計補助金として、企業団加入に向けたシステム整備等、一般会計からの補助金として計上いたしております。

次に、10ページをお開きください。支出につきまして、収入で説明しました機械購入及び企業債の償還を計上いたしております。

続きまして、11ページでございます。平成25年度壱岐市民病院事業会計資金計画書でございます。区分の当年度予算額受入資金36億3,214万7,000円から、中段の支払い資金31億5,795万円を差し引いた4億7,419万7,000円が25年度末の予定貸借対照表の現金預金となります。

なお、統合によりまして、かたばる病院からの受入資金は、受入資金の区分の10、統合による受入資金2億395万7,000円でございます。

続いて、12ページから16ページでございます。給与費明細書でございます。

18ページをお開きください。25年度壱岐市民病院会計予定貸借対照表でございます。市民病院と、これも合算したものでございます。

次のページが24年度の壱岐市民病院会計予定損益計算書でございます。

20ページ、21ページの下から3行目でございます。当年度の純損失といたしまして2億1,870万6,364円で、前年度繰越欠損金と合わせまして、当年度末未処理欠損金は24億6,873万2,765円の見込みとなっております。

続いて、22、23ページにつきましては、24年度市民病院会計予定貸借対照表でございます。

24、25ページでございます。これは24年度のかたばる病院会計予定損益計算書でございます。25ページの下から3行目、当年度の純損失といたしまして283万768円でございます。前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度末処理利益剰余金は1億2,504万3,072円の見込みでございます。

26から27は、24年度のかたばる病院の予定貸借対照表でございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算、第1条、平成25年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

収入、第1款水道事業収益は1億5,687万8,000円、支出、第1款水道事業費用は1億5,083万2,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,380万8,000円は、当年度分消費

税資本的収支調整額 6 6 3 万 3 , 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 6 , 2 3 5 万 7 , 0 0 0 円、減債積立金 1 , 3 6 4 万 3 , 0 0 0 円及び建設改良積立金 7 , 1 1 7 万 5 , 0 0 0 円で補填するもの
とします。

次のページをお開きください。収入として、資本的収入で 2 1 9 万 7 , 0 0 0 円、支出として
資本的支出 1 億 5 , 6 0 0 万 5 , 0 0 0 円としております。

第 5 条から第 7 条は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

1 6 から 1 7 ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。収入 1 款水道事
業収益 1 項営業収益は現年度分の水道料金として 1 億 5 , 2 0 0 万円を見込んでおります。2 項
営業外収益は、消費税還付金などを計上しております。

1 8 から 1 9 ページをお開きください。支出、1 款水道事業費用は、水質検査委託料や水道施
設の電気料などを計上しております。

2 0 から 2 1 ページをお開きください。2 目配水及び給水費は、5 節委託料に水道検針業務や
漏水調査費を、6 節修繕費は、水道施設修繕費や量水器取りかえなどを計上しております。

ページが飛びますが、2 8 から 2 9 ページをお開きください。資本的収入及び支出ございま
す。収入、2 目他会計負担金は、企業債償還金としまして一般会計から 2 1 9 万 7 , 0 0 0 円の
繰り入れを計上しております。

3 0 から 3 1 ページをお開きください。支出でございますが、1 款資本的支出は、1 項建設改
良費 1 目水道事業改良費 1 節工事請負費には、基幹施設改良として華光寺浄水場の電気やこの近
辺の系統の取水設備、そして渡良西線などの配水管布設替え工事の経費として 1 億 2 , 0 2 0 万
円を計上しております。2 節委託料は、基幹施設改良に伴います測量設計業務費でございます。
2 目資産購入費 2 節無形固定資産購入費は、公営企業会計システムソフトウェア更新の経費を計
上しております。

以上で議案第 5 2 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで市長提出議案に対する説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 1 5 時 2 5 分といたします。

午後 3 時 18 分休憩

午後 3 時 25 分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第55．発議第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第55、発議第1号苓岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第1号、平成25年2月27日、苓岐市議会議長市山 繁様、提出者、苓岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく小金丸益明、田原輝男。

苓岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び苓岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

提案理由として、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

苓岐市議会委員会条例の一部を改正する条例、苓岐市議会委員会条例の一部を次のように改正します。

皆さんのお手元に配付をしております新旧対照表で御説明をいたします。

第2条の見出し中、「常任委員会の名称」を「常任委員の所属並びに常任委員会の名称」に改め、「議員は、少なくとも一の常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は所属した常任委員を辞することができる。」を加えます。

また、第6条中に見出し中、「特別委員会の設置」を「特別委員会の設置等」に改め、「特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を加えます。

第8条第1項中、「特別委員は、議長が会議に諮って指名する」を「特別委員の選任は、議長の指名による」に改め、同条第2項中、「会議に諮って」を削り、同条第3項とし、「議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。」を加えます。

附則として、この条例は、平成25年3月1日から施行するものです。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第1号壱岐市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第56．請願第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第56、請願第1号旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願についてを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。6番、深見義輝議員。

〔紹介議員（6番 深見 義輝君） 登壇〕

紹介議員（6番 深見 義輝君） 請願第1号、平成25年1月31日、旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願書、壱岐市議会議長市山繁様、請願者、住所、壱岐市芦辺町箱崎中山触482番地、農事組合法人大左右ファーム組合長川原忠雄、同じく農事組合法人理事作永重光、同じく農事組合法人理事川崎裕司、天井田地区水利組合代表西正範、紹介議員、町田正一、深見義輝。

件名は、旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えについて。

要旨については、旧箱崎中学校の運動場造成の折、排水路管として鉄管を埋設してあります。建設後30数年たっており、老朽化により腐食が進み、水漏れ等が激しく、陥没のおそれがあります。上流の天井田地区水利組合と下流の大左右ファームの水利に大きく影響するので、早急な整備をお願いするという事です。

理由については、記載のとおりでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 以上で請願についての説明を終わり、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、請願第1号についての質疑を終わります。

〔紹介議員（6番 深見 義輝君） 降壇〕

日程第57．陳情第1号～日程第58．要望第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 5 7、陳情第 1 号年金 2.5%の削減中止を求める陳情及び日程第 5 8、要望第 1 号地方自治法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項「個別外部監査契約」についての要望の 2 件を議題といたします。

ただいま上程いたしました陳情第 1 号及び要望第 1 号については、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月5日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 32 分散会